

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業

事業契約書（案）

堺市（以下「市」という。）と株式会社[]（以下「事業者」という。）は、水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、水運用管理システム等の施設整備及び維持管理に関する事業契約書（以下「本契約」という。）をここに締結する。

市と事業者は、本契約とともに、入札説明書等、基本協定書、提案書類及び設計図書等に定める事項が適用されることをここに確認する。

- 1 事業名
水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業
- 2 事業場所
要求水準書に定めるところによる。
- 3 事業期間
自 令和8年1月●日
至 令和26年3月31日
- 4 契約金額
金●円（うち消費税及び地方消費税相当額 金●円）
- 5 契約保証金
本契約第18条の定めるところによる。

上記の本事業について、市と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨を踏まえ、市は、本事業が民間事業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、事業者は、本事業が水運用管理システムとしての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、尊重するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

[市]

住所 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
名称 堺市
代表者 堺市上下水道事業管理者 森 功一

[事業者]

住所 ●
名称 株式会社●
代表者 ●

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業 事業契約書（案）

目次

第1章 総 則.....	1
第1節 総則.....	1
第1条（目的及び解釈）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（法令遵守並びに公共性及び事業の趣旨の尊重等）	1
第4条（出資者（設立株主）による誓約保証）	1
第5条（契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等）	2
第6条（事業者の兼業禁止）	2
第2節 共通事項.....	2
第7条（本事業の概要・本件業務）	2
第8条（本事業の事業方式）	2
第9条（本件施設用地及び本件施設の使用）	3
第10条（本件業務の遂行）	3
第11条（責任と負担）	3
第12条（公租公課の負担）	3
第13条（事業日程）	3
第14条（統括責任者及び業務責任者）	3
第15条（関係者協議会）	4
第16条（関係者協議会における協議が整わなかった場合）	4
第17条（本契約等の書類間の適用順位）	4
第18条（契約保証金）	4
第19条（許認可、届出等）	5
第20条（構成企業及び構成企業以外の者の使用）	5
第21条（施設整備業務に伴う近隣対策）	6
第22条（緊急時の対応）	7
第3節 業務水準の変更等.....	7
第23条（必要的協議）	7
第24条（入札説明書等の充足）	7
第25条（市による要求水準書の変更協議）	8
第26条（事業者からの要求水準書の変更請求）	8
第4節 事業計画書、報告書、成果品等.....	9
第27条（事業計画書）	9
第28条（報告書、成果品等）	9
第2章 施設整備業務.....	9
第1節 共通事項.....	9
第29条（施設整備業務のモニタリング）	9
第2節 事前調査.....	10
第30条（事前調査）	10
第3節 設計業務.....	10

第31条（設計業務責任者の設置及び設計計画書の提出）	10
第32条（本件施設の設計業務）	10
第33条（設計業務のモニタリング）	10
第34条（設計の完了）	11
第35条（設計の変更）	11
第36条（引渡し）	12
第37条（部分引渡し）	12
第38条（前払金等の不払に対する業務中止）	12
第39条（設計業務に起因する責任と負担）	13
第4節 建設業務	13
第40条（施工計画書）	13
第41条（本件施設の建設業務）	14
第42条（建設業務に起因する責任と負担）	14
第43条（工事記録の備置）	14
第44条（建設業務のモニタリング）	14
第45条（建設業務の中止）	15
第46条（前払金等の不払に対する工事中止）	15
第47条（工事現場における安全管理等）	15
第48条（本件施設の建設工事に伴い市又は第三者に及ぼした損害）	15
第5節 竣工検査及び引渡し業務	16
第49条（工事開始（着工）予定日の変更等）	16
第50条（本件施設引渡予定日の変更）	16
第51条（本件施設引渡予定日の変更による日程変更）	16
第52条（引渡しの遅延等による費用等の負担）	16
第53条（事業者による本件施設の竣工検査等）	17
第54条（市による竣工確認）	17
第55条（引渡し）	18
第56条（部分払）	18
第57条（部分使用）	18
第58条（部分引渡し）	18
第59条（所有権登記）	19
第60条（本件施設の契約不適合）	19
第3章 維持管理業務	20
第61条（維持管理業務）	20
第62条（業務計画書）	20
第63条（年次業務報告書）	21
第64条（維持管理業務に伴う近隣対策）	21
第65条（維持管理業務のモニタリング）	21
第66条（維持管理業務に伴う第三者に及ぼした損害）	22
第4章 事業者の収入	22
第67条（サービス対価の支払い）	22
第68条（前金払）	22
第69条（債務負担行為に係る契約の特則）	23
第70条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）	24

第71条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	24
第72条（保証契約の変更）	25
第73条（前払金の使用等）	25
第74条（既払いサービス対価の返還）	25
第75条（サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更）	25
第5章 契約の終了	26
第1節 共通事項	26
第76条（契約期間の満了）	26
第77条（本件業務の終了に伴う引継資料等）	26
第78条（維持管理業務の承継）	26
第79条（本件業務の終了に伴う検査及び支払い）	26
第80条（事業終了に際しての処置）	27
第81条（事業終了後の機能維持義務）	27
第2節 契約の解除	27
第82条（事業者の債務不履行等による契約の解除）	27
第83条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）	28
第84条（談合その他の不正行為に係る違約金）	29
第85条（引渡し前の解除の効力等）	29
第86条（維持管理期間中の解除の効力等）	30
第87条（モニタリングによる契約の解除）	30
第88条（市の債務不履行等による契約の解除）	31
第89条（市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等）	31
第90条（市の債務不履行等による維持管理期間中の解除の効力等）	31
第91条（維持管理期間中の解除）	32
第6章 法令変更及び不可抗力	32
第1節 法令変更による契約の終了	32
第92条（法令変更に伴う協議・支払等）	32
第93条（法令変更による費用・損害の扱い）	32
第94条（法令変更による契約の解除）	32
第2節 不可抗力による契約の終了	33
第95条（不可抗力への初期対応）	33
第96条（不可抗力に伴う協議等）	33
第97条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	33
第98条（不可抗力による契約の解除）	34
第3節 法令の変更・不可抗力による解除の効力等	34
第99条（法令の変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等）	34
第100条（維持管理期間開始後の解除）	34
第7章 第三者等に対する関係	34
第101条（第三者の責めに帰すべき事由による本件施設の損害）	34
第8章 知的財産権等	35
第102条（特許権等の使用）	35
第103条（設計図書等の著作権）	35
第104条（著作権等の侵害の防止）	36
第105条（資料等の取扱い）	36

第9章 その他	36
第106条（遅延損害金）	36
第107条（市による債務の履行）	36
第108条（事業年度）	36
第109条（財務書類の提出）	36
第110条（暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約）	37
第111条（秘密保持）	38
第112条（個人情報保護）	39
第113条（事業者の解散）	39
第114条（本契約の変更）	39
第115条（協議）	39
第116条（管轄裁判所）	39
第117条（定めのない事項）	39
別紙1 用語の定義	40
別紙2 対象業務の概要	44
別紙3 事業日程表	45
別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	46
別紙4-2 サービス対価の支払額及びスケジュール	50
別紙5 付保すべき保険	51
別紙6 目的物引渡書	53
別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等について	54
別紙8 個人情報取扱特記事項	67
別紙9 リスク分担表	69

第1章 総則

第1節 総則

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

(法令遵守並びに公共性及び事業の趣旨の尊重等)

第3条 市及び事業者は、本件業務の遂行及び本契約の履行に当たって、本契約（頭書及び別紙を含む。以下同じ。）、入札説明書等及び提案書類の各規定並びに日本国の法令（関連する法令、条例等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

2 事業者は、第7条の業務を第13条の事業日程に従って行うものとし、市は、本契約に基づく事業者の債務履行の対価として、第67条の定めるところによりサービス対価を支払うものとする。

3 市は、事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本契約の他のいかなる規定も、かかる市の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。

4 本件業務を履行するために必要な一切の手段については、本契約等に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。

5 本契約に定める請求、通知、指示、申請、報告、催告、承諾、要請、解除及び合意は、市と事業者の間で別途合意されない限り、原則として書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び事業者は、これら通知等について口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

6 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

7 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、本契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9 本契約等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(出資者（設立株主）による誓約保証)

第4条 事業者は、事業者の株主をして、本契約の締結に当たり、基本協定書別紙2による「誓約書」を市に提出させるものとする。本契約の締結後に新たに株主となった者についても同様とする。

2 事業者は、事業者の株主をして、原則として本契約終了日まで事業者の株式を保有させるものとし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡その他の処分をさせることができるものとする。なお、市は、原則として市が相当と認める構成企業の変更があった場合又は構成企業内の出資比率の変更があった場合以外は承諾しない。

3 事業者は、事業者の株主をして、あらかじめ書面による市の承諾を得た場合に限り、事業者の株式の全部又は一部に対して担保を設定させることができる。

4 前2項の取扱いは、事業者の株主間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡その他の処分をしよ

うとする場合についても同様とする。

(契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等)

第5条 事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。なお、市は、原則として市が相当と認める構成企業の変更があった場合又は構成企業内の出資比率の変更があった場合以外は承諾しない。

- (1) 本契約上の地位又は本契約に基づく市に対する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
 - (2) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
 - (3) 定款変更、持株会社への組織変更又は合併、会社分割、事業譲渡、株式交換若しくは株式移転を行うこと。
- 2 事業者は、株式の増資等資金調達計画の変更を行う場合には、その旨を事前に市に通知し、承諾を得なければならない。
 - 3 事業者は本契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、維持管理期間終了後も解散することはできない。ただし、市が事前に承諾した場合は、この限りでない。
 - 4 事業者は、前3項に定める市による事前の承諾を求めるに際して、①当該承諾の対象となる処分行為について規定した契約書その他の書面の原本証明付き写し及び②契約上の地位若しくは債権の譲受人、又は新たに事業者の株式を取得する第三者が、署名又は捺印した市所定の確約書（本件業務の円滑な遂行に支障となる行為を行わない旨を確約することを内容とする。）を提出しなければならない。
 - 5 事業者は、本事業期間が終了するまで、会社法第743条に定める組織変更を行ってはならない。
 - 6 事業者は、本事業期間が終了するまでほかの株式会社の株式を取得してはならない。
 - 7 事業者は、本事業期間が終了するまでほかの合名会社、合資会社又は合同会社の社員となってはならない。
 - 8 事業者は、本事業期間が終了するまで、会社法第447条に定める資本金の額の減少を行ってはならない。

(事業者の兼業禁止)

第6条 事業者は、本契約等により事業者が行うべきものとされている業務のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。

第2節 共通事項

(本事業の概要・本件業務)

第7条 事業者は、本件施設を対象とする施設整備業務及び維持管理業務とこれらに付随又は関連する一切の事業により構成される本事業を行う。その詳細は、別紙2に記載する「対象業務の概要」で定める。

- 2 本件施設は、市が事業者から本契約等に定めるところにより引渡しを受けるものとする。
- 3 本事業は、本契約等及び提案書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施するものとし、市は事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。

(本事業の事業方式)

第8条 本件施設は、事業者により整備された後、整備が完了した本件施設より順次引渡しが行われ、引渡しと同時にその所有権が市に帰属し、以後、市が所有する。本件施設は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。事業者は、本契約等に定める

ところに従い、維持管理期間にわたり、本件施設の維持管理業務を遂行するものとする。

(本件施設用地及び本件施設の使用)

第9条 事業者は、本事業期間中、本件業務を遂行するために必要と市が認める範囲において、市の所有する本件施設用地及び本件施設（以下この条において「本件施設用地等」という。）を無償にて使用することができる。

- 2 事業者は、前項に基づき使用する本件施設用地等を、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 3 事業者が使用する本件施設用地等に係る補強等の追加的な支出は、事業者がその責任において費用を負担する。事業者はその費用を市に請求することはできない。
- 4 事業者は、本件施設の整備に要する仮設資材置場等を本件施設用地以外に確保する場合は、事業者の責任及び費用負担において行う。

(本件業務の遂行)

第10条 事業者は、本件業務を本契約等及び提案書類に従って遂行しなければならない。

- 2 本契約等に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約等の解釈に関して疑義が生じた場合、市及び事業者は、その都度、第15条に定める関係者協議会において、誠意をもって協議し、かかる事項を決定する。

(責任と負担)

第11条 事業者は、本契約等（別紙9に記載する「リスク分担表」を含む。）に別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとする。

- 2 本件業務の遂行に関する一切の費用は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、全て事業者が負担する。
- 3 本契約等に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の遂行に関する市による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は事業者から市に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、事業者は本件業務の遂行に関する事業者の責任を免れない。また、市による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は事業者から市に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、市は何ら責任を負わず、事業者は市の責任を追及しない。
- 4 本契約において市が事業者に生じた増加費用又は損害の一部若しくは全部を負担するものと定める場合においても、当該増加費用又は損害には、事業者、代表企業、構成企業、協力企業等及び事業者に出資又は融資を行う者に生じた逸失利益に相当する損害は含まれず、市は当該損害をいかなる場合も負担しないものとする。

(公租公課の負担)

第12条 本契約に基づく本件業務の遂行に関する公租公課は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする。

- 2 市は、本契約等に別段の定めがある場合及び事業者に対するサービス対価に係る消費税及び地方消費税の額を除き、本事業に関する公租公課の一切を負担しない。

(事業日程)

第13条 事業者は、本件業務を別紙3に記載する「事業日程表」に従って遂行するものとする。

(統括責任者及び業務責任者)

第14条 事業者は、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を、本契約の事業期間開始

後速やかに配置し、市に通知する。統括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 事業者は、施設整備業務の総合的な調整を行う施設整備業務総括責任者並びに設計業務及び建設業務の各業務責任者を、本契約の事業期間開始後速やかに配置し、市に通知する。施設整備業務総括責任者並びに設計業務及び建設業務の各業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、設計業務の管理技術者は設計業務の業務責任者を兼ねることができる。
- 3 事業者は、維持管理業務について総合的な調整を行う維持管理業務責任者を、維持管理業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に配置し、市に通知する。また、運転責任者及び巡視責任者を、維持管理業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に配置し、市に通知する。維持管理業務責任者並びに運転責任者及び巡視責任者を変更した場合も同様とする。なお、維持管理業務責任者並びに運転責任者及び巡視責任者の選任及び変更の要件は要求水準書の規定に従う。
- 4 市は、前3項に基づき配置又は変更された各々の責任者等が、要求水準書に定める基準に合致していない等、合理的な理由がある場合には、30日以上猶予期間を設けて、当該責任者等を変更するよう事業者を求めることができる。

(関係者協議会)

第15条 市及び事業者は、本事業に関する協議を行う関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、市と事業者が協議して定める(協議が整わない場合、市が定める。)

(関係者協議会における協議が整わなかった場合)

第16条 本契約等に係る事項のうち、本契約等で当事者間の協議に委ねている事項又は本契約等に定めがなく協議によって決定することを要する事項について、関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は市が持つこととする。ただし、市は、決定に当たり、合理的な範囲において事業者から意見の聴取を行う。

- 2 市及び事業者は、関係者協議会において合意された事項を遵守する。
- 3 市は、第1項の規定による意見聴取において、合理的に必要があると認めるときは、出席予定者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 関係者協議会及びその下部組織(ワーキンググループ等)の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

(本契約等の書類間の適用順位)

第17条 本契約等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、入札説明書等に対する質問及び回答書(ただし、実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び回答書並びに技術対話に対する質問及び回答書は除く。)、要求水準書、入札説明書、提案書類(ただし、提案書類の内容が、入札説明書等に対する質問及び回答書、要求水準書及び入札説明書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。)、実施方針、入札説明書等に対する質問及び回答書のうち、実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び回答書並びに技術対話に対する質問及び回答書の順にその解釈が優先する。

(契約保証金)

第18条 事業者は、以下の(1)及び(2)の契約保証金を市に納付する。事業者は、本件施設の施設整備期間中の契約保証金として(1)の金額を本契約の締結時まで納付し、維持管理期間中の契約保証金として(2)の金額を令和9年4月1日までに納付する。

- (1) 別紙4-1記載のサービス対価Aに相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分

の10以上

(2) 別紙4-1記載のサービス対価Bに相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上

- 2 市は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2第6号の工事履行保証契約（契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）の締結を求めることができる。
- 3 市は、堺市契約規則第30条の2各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、第1項(1)の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 市は、堺市契約規則第30条の2各号のいずれかに該当する場合は、第1項(2)の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 5 別紙4-1記載のサービス対価A又はサービス対価Bの変更があった場合には、保証の額又は保険金額（以下「保証金額」という。）が変更後の別紙4-1記載のサービス対価A又はサービス対価Bに相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上に達するまで、市は、保証金額の増額を請求することができ、事業者は、保証金額の減額を請求することができる。
- 6 事業者は、本契約の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部の納付に代えて、工事履行保証契約を締結又は保証を付したときあつては、当該工事履行保証契約又は保証委託契約の締結後直ちにその保険証券又は保証書等を市に寄託又は提出しなければならない。

（許認可、届出等）

- 第19条 本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の許認可は、本契約等において別段の定めがある場合を除き、事業者がその責任と費用負担において申請、取得及び維持し、また、本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の届出についても、事業者がその責任と費用負担において作成し、提出する。ただし、市が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、市がこれを行うものとする。
- 2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際して、市に対し書面による事前説明を行い、またかかる許認可の取得又は届出の完了後速やかに、有効に維持していることを証する書面の写しを市に提出し事後の報告を行う。
 - 3 市は、事業者から協力の要請がある場合は、遅滞なく第1項に定める事業者による許認可の申請、取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力を合理的な範囲で行う。
 - 4 事業者は、市から要請がある場合は、遅滞なく市による許認可の申請、取得及び維持又は届出（交付金及び地方債の申請に関するものその他を含む。）に必要な資料の提供その他、本事業に関連し、又は付随する市の行為について合理的な範囲で協力をする。
 - 5 事業者は、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により本件業務の業務費用が増加し又は市若しくは事業者が損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。
 - 6 市は、市が申請、取得及び維持すべき許認可又は市が行うべき届出の遅延に起因して事業者が生じた合理的な範囲の増加費用又は損害を負担する。
 - 7 許認可取得又は届出の遅延によって、本件施設引渡予定日の変更を要する場合には、第49条から第52条までの定めに従う。

（構成企業及び構成企業以外の者の使用）

- 第20条 事業者は、本件業務のうち施設整備業務及び維持管理業務の遂行を、提案書類に基づき構成企業に対して、委託し又は請け負わせるものとする（以下、委託又は請負を併せて「委託等」という。）。
- 2 前項にかかわらず、事業計画書に記載のある協力企業に委託等を行っても事業者の本契約上の債務

の履行に支障がないと認められる場合に限り、事業者の申請による市の事前の承諾を得て、本件業務の一部を構成企業から協力企業に委託等を行うことができる。なお、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止を受けた者及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた者を相手方としてはならないものとする。事業者が当該事前承諾の申請を行う場合には、当該構成企業と協力企業との間で取り交わす委託等に関する契約（以下「協力企業委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、市に対して、協力企業委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び書面の全ての写し（以下「協力企業委託契約書案等」という。）、やむを得ない特段の合理的な理由を示す資料及び当該委託等を行っても事業者が本契約上の債務を履行するのに支障がないことを示す資料、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書、その他市の求める資料を提出しなければならない。また、協力企業委託契約書案等の提出から協力企業委託契約の締結までの間に契約内容に軽微でない変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市が承諾を与えた後に、契約内容に重要な変更を行う必要がある場合には、事業者は変更内容について改めて市から事前の承諾を得るものとする。

- 3 事業者は、協力企業委託契約が締結された場合には、市に対して、締結済みの協力企業委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約書及び法令上作成の必要な施工体制台帳等の写しをそれぞれ提出するものとする。
- 4 事業者が、第2項に基づく市の承諾を得た後に構成企業より本件業務の一部の遂行の委託等を行う協力企業を変更する場合には、市に対して、当該変更後の協力企業との間で取り交わす委託等に関する契約（以下「変更後協力企業委託契約」という。）の締結についても第2項の手続に従うものとする。
- 5 協力企業は、さらにその一部を別の者（以下「再請負人」といい、協力企業と再請負人を総称して又は個別に、以下「協力企業等」という。）に委託等を行う場合、第2項から第4項までの定めを準用する。
- 6 事業者が、本件業務の遂行の全部又は一部について、構成企業又は協力企業等に対して直接又は間接に委託等を行う場合には、当該構成企業及び協力企業等の業務は全て事業者の責任及び費用負担において行わせるものとし、構成企業及び協力企業等の使用は、全て事業者の責任で行い、構成企業又は協力企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 7 構成企業及び協力企業等に関する事由に起因して本件業務が遅延し又はその他の支障が生じた場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。
- 8 構成企業又は協力企業等の故意又は過失による本契約の不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった構成企業又は協力企業等の変更を、事業者に求めることができる。ただし、当該不履行の程度が軽微な場合は、この限りでない。新たな構成企業又は協力企業等の市による承諾については、第2項から第5項の手続に従う。また事業者が市の変更要求のあった日から3か月以内に合理的理由なく市の要求する構成企業又は協力企業等の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。当該解除については、第82条及び第85条から第86条までの定めに従う。
- 9 構成企業の一部との間で本契約が解除された場合又は解除されることが合理的に確実といえる場合、当該構成企業以外の構成企業は、市へ通知を行い、市の事前の承諾を得た上で、本契約が解除又は解除されることが合理的に確実である構成企業の代替となる企業を選定するものとする。

（施設整備業務に伴う近隣対策）

第21条 事業者は、自己の責任と費用負担において、本件業務の遂行に関して合理的に要求される近隣対策（以下「近隣対策」という。）として、次の各業務を行い、了解を得るよう努めなければなら

ない。

- (1) 工事の施工計画の説明及び折衝、並びに要望についての調査、検討及び回答。
 - (2) 騒音、振動、臭気、光害、粉塵発生、通学路の安全確保、交通渋滞その他、施設整備業務が近隣住民の生活若しくは周辺環境に与える影響の調査、検討及び対策の実施。
- 2 事業者は、本事業又は本件業務の遂行に関して近隣住民から要望又は苦情が出された場合には、遅滞なくこれを市に報告する。また、事業者は、近隣対策として調査、検討、対策の実施又は住民への回答を行う場合には、その都度、市に対して、事前にその内容を、事後にその結果を、それぞれ報告する。
 - 3 市は、事業者からの要求があった場合又は市が必要と認める場合には、事業者が実施する説明会等近隣対策に合理的な範囲で協力する。
 - 4 本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業を実施すること自体に付随して要求される近隣対策（提案書類及び本件業務に起因するものは除くが、事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務を尽くしても通常避けることのできないものである場合には含まれるものとする。）については、市がその責任を負い、当該近隣対策費用は、市が負担する。

（緊急時の対応）

- 第22条 事業者は、本事業期間中、本件業務に関連して事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。また、事業者が、本件業務の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合、本件業務の全部又は一部を本契約に従って遂行できなくなった場合及び本件施設若しくはこれらの仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等が毀損し若しくは損害を受けた場合並びにこれらの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、その内容の詳細及び対応方針を記載した書面をもって直ちに市に報告する。
- 2 市は、前項により事業者から報告を受けた場合には、速やかに調査を行い、前項の損害等の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。
 - 3 市は、市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、第1項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。なお、不可抗力又は法令変更に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、第6章の規定に従う。

第3節 業務水準の変更等

（必要的協議）

- 第23条 事業者は、本件業務を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- (1) 要求水準書及び要求水準書に対する質問回答の誤謬があること。
 - (2) 本件施設用地の条件について、本契約等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 本契約等で明示されていない本件施設用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。この場合の協議については、第25条を準用する。

（入札説明書等の充足）

- 第24条 提案書類について、入札説明書等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）のあることが判明した場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、本件業務の遂行に悪影響が

生じない措置を講じて、未充足部分につき入札説明書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じなければならない。なお、事業者は、落札者が本事業の落札者として選定されたことは、市により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。

- 2 事業者は、本件業務を遂行するに際し、堺市PFI事業検討委員会が提案書類に関して述べた意見、その他市からの要望事項を、提案書類で提示した費用の範囲で対応できる限りにおいて尊重しなければならない。ただし、かかる意見、要望事項が、入札説明書等に反する場合は、この限りでない。

(市による要求水準書の変更協議)

第25条 市は、技術革新等により要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用及びこれに伴うサービス対価の減額が可能であると認める場合の他、合理的に必要ながあると認められるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の通知を受けたときは、通知を受領した日から14日以内に、市に対して次に掲げる事項を通知し、市と協議を行うものとする。なお、当該検討に要した費用は合理的な範囲で市が負担する。

(1) 要求水準書の変更に対する意見（必要な措置等）

(2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更（本件施設引渡予定日の変更の必要性等）の有無

(3) 要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無

- 3 事業者は、前項の要求水準書の変更に伴う措置を検討するに当たって、本件施設引渡予定日の遅延及びサービス対価の増加が必要であることが予想される場合は、これらの遅延の期間及びサービス対価の増加が合理的な範囲に納まるように誠意を持って回答しなければならない。

- 4 前2項の事業者による検討及び市と事業者の協議を行い、要求水準書の変更の要否、合理的な本件施設引渡予定日及びサービス対価の変更、新たな業務遂行方法の採用の可否・内容等について決定する。当該決定は第15条及び第16条の規定に従う。

- 5 市は、前項の決定内容と理由を示して、提案書類、設計図書又は業務仕様書等の変更を求める旨を事業者に書面にて通知し、事業者は、この通知を受けてから遅滞なく、変更後の提案書類、設計図書又は業務仕様書等を市に提出し、市の確認を受けなければならない。

- 6 前2項に基づき要求水準書、提案書類、設計図書又は業務仕様書等が変更された場合で、当該変更により本契約に基づく事業者の業務の範囲が減少したときは、市は当該減少に応じてサービス対価を減額することができる。当該変更により事業者が増加費用又は損害が発生したときは、市が合理的な範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、当該変更により事業者が発生した増加費用又は損害は事業者が負担し、当該変更が法令変更又は不可抗力による場合、当該変更により事業者が発生した増加費用又は損害の負担は、第92条又は第97条の規定に従う。

(事業者からの要求水準書の変更請求)

第26条 事業者は、合理的に必要ながあると認められるときは、次に掲げる事項を市に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

(1) 要求水準書の変更の内容

(2) 要求水準書の変更の理由

(3) 事業者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

(4) 事業者が求める要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無

(5) 事業者が求める要求水準書の変更に伴い提案書類、設計図書又は業務仕様書等の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

- 2 市は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、事業者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 3 前条第3項から第6項までの規定は、本条の場合に準用する。

第4節 事業計画書、報告書、成果品等

(事業計画書)

第27条 事業者は、本契約の締結後速やかに、本契約等に従い事業計画書を作成し、市に提出して市の確認を受けなければならない。

- 2 市は、事業者に対し、前項で提出された事業計画書について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに本契約等と矛盾する場合は変更を求めることができる。事業者は、市のこれらの要求に速やかに応じなければならない。
- 3 第1項で提出された事業計画書は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、市と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
- 4 事業者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、前3項の手続を経た事業計画書に従って本件業務を遂行する。

(報告書、成果品等)

第28条 事業者は、本事業期間中、本契約等に従い市と事業者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、本件業務に関する報告書、成果品等を作成し、市に提出して市の確認を受けなければならない。

- 2 市は、事業者に対し、前項で提出された報告書、成果品等について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに本契約等と矛盾する場合は変更を求めることができる。事業者は、市のこれらの要求に速やかに応じなければならない。
- 3 第1項で提出された報告書、成果品等は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、事業者が市の承諾を得た場合に限り、適正かつ合理的な内容に修正及び変更をすることができる。
- 4 事業者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、前3項の手続を経た報告書、成果品等に従って本件業務を遂行する。

第2章 施設整備業務

第1節 共通事項

(施設整備業務のモニタリング)

第29条 市は、施設整備業務が本契約等に従って適正に遂行されていることを確認するため、市の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めるものとし、市は監督員をして、施設整備期間中いつでも、事業者に対し、施設整備業務の遂行・進捗状況について説明及び報告を求めることができる。施設整備業務の各業務について別段の定めがない限り、各業務のモニタリングについては本条を適用する。なお、市は、監督員を定めたときはその氏名を事業者に報告するものとし、監督員を変更したときも同様とする。

- 2 事業者は、市から前項の要求を受けた場合には、速やかに市に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用負担で、施設整備業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 4 前3項のモニタリングの結果、事業者による施設整備業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱してい

ると市が判断した場合には、市は、施設整備業務について事業者に対し是正要求を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。

- 5 事業者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また構成企業及び協力企業等をして最大限協力させる。
- 6 本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用については、本契約等において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。ただし、市に対する説明及び報告の資料作成他諸費用は、いずれの場合も事業者負担とする。
- 7 市は、施設整備業務の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

第2節 事前調査

(事前調査)

第30条 事業者は、本契約等に基づき、施設整備業務のために必要な事前調査を事業期間開始後速やかに自己の責任と費用負担により行わなければならない。事業者は、市に当該調査のスケジュール及び概要を事前に通知し、当該調査の結果について遅滞なく報告しなければならない。市は、必要と認めた場合には随時、事業者から調査に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 事業者は、市が公表した本件施設用地に関する事実等の事前開示情報と事業者が行った事前調査結果との間に齟齬（本事業に影響しないと認められる軽微な齟齬は除く。）があることを発見したときは、直ちに市に通知する。この場合、第1章第3節の規定に従う。
- 3 第1項の各種調査に起因し、本件施設引渡予定日及び維持管理開始予定日の変更を要する場合には、第49条から第52条までの規定に従う。

第3節 設計業務

(設計業務責任者の設置及び設計計画書の提出)

第31条 事業者は、本契約の事業期間開始後速やかに、本契約等に基づき設計に関する設計業務責任者の設置及び業務体制の整備を行い、かつ詳細工程表を含む設計計画書を作成した上、市に提出して市の確認をそれぞれ受けなければならない。

(本件施設の設計業務)

第32条 事業者は、本契約等に基づき自己の責任及び費用負担において本件施設の設計を行う。事業者は、本件施設の設計業務に関連し又は付随する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、本件施設の設計業務が完了するまでの間、市に対して、市が別途指定する日までに、本件施設の設計に関する業務の進捗状況を報告しなければならない。市は、このほか必要と認めた場合はいつでも、本件施設の設計業務の進捗状況に関して、事業者に対して報告を求めることができ、事業者は市に対して速やかに報告する。

(設計業務のモニタリング)

第33条 事業者は、本件施設の設計業務中、毎月一定日までに、市に対して本件施設の設計業務の進捗及び業務状況について報告を行う。

- 2 市は、事業者に対する事前の通知の有無にかかわらず、本件施設の設計業務の進捗及び進捗状況等を確認するため、随時、報告を求めることができる。事業者は、市からの質問又は説明要求に、速やかに回答を行わなければならない。市は、回答が合理的でないとは判断した場合には、事業者と協議を行うことができる。
- 3 本件施設の設計業務が本契約等、事業計画書、設計計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して是正要求を行うことができ、事業者はその責任及び費用負担において、市

の求めに従ってこれを是正しなければならない。

- 4 事業者は、市が前項までに規定する説明要求及び設計業務への確認等を行ったことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではなく、市は、当該説明要求及び確認等を行ったことを理由として、何ら責任を負わない。

(設計の完了)

第34条 事業者は、設計業務に関して本契約等に規定する、別紙2「対象業務の概要」に示す整備の各設計図書をそれぞれ本契約等に従い、市に提出して確認を受けなければならない。

- 2 市は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該設計図書の内容が本契約等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて本契約等に適合することを確認し、その旨を事業者に通知する。
- 3 市は、提出された設計図書の内容が本契約等に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては本契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に修正を要求することができる。
- 4 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に不適合の箇所の修正をした上、改めて修正後の設計図書を提出して市の確認を受けなければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。ただし、事業者が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると市が認めたときは、この限りでない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第49条及び第52条の定めに従う。
- 5 設計図書提出後、14日以内に市から事業者に対して何らの通知もない場合は、第2項の設計の妥当性についての確認が市によってなされたものとみなす。
- 6 市が本条第1項に基づき設計図書を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認があったこととみなされたことのいずれを理由としても、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が施設整備業務について責任を負担するものではない。

(設計の変更)

第35条 市は、施設整備期間中、合理的に必要があると認められる場合は、提案書類の範囲を逸脱しない限度で、事業者に対して設計図書の変更を求めることができる。設計の変更が必要となった場合には、事業者は市と十分に協議を行った上で業務を進めるものとする。

- 2 事業者は、市から前項の変更を求められた場合、変更を拒む合理的な理由がない限り当該変更要求に応じなければならない。事業者は、当該変更の当否及び事業者の本件業務の遂行に与える影響を検討し、合理的な理由に基づき設計図書の変更に応じることができないと判断した場合には、市に対して、応じることができない変更部分及びその理由を、前項の要求受領後14日以内に通知しなければならない。当該通知がなされた場合、市と事業者とは設計図書の変更の是非その他の対応策について協議を行う。協議が整わない場合、市が当該事項について決定し、事業者はこれに従うものとする。
- 3 第1項又は前項により事業者が市からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更起因して本件施設の設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合は、市は、事業者と協議の上、合理的な期間、工事開始(着工)予定日、本件施設引渡予定日その他の本件日程表記載の各日程を第49条から第52条までの規定に則り変更する。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により設計変更の必要が生じた場合は、この限りでない。
- 4 第1項により事業者が市からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更起因して事業者が増加費用又は損害が発生した場合は、市は、合理的な範囲の当該増加費用又は損害を負担する。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由により設計の変更が必要となった場合には、当該増加費用又は損害は事業者が負担し、法令の変更又は不可抗力により設計の変更が必要となった場合には、当該増加費用及び損害の負担は第92条又は第97条の規定に従う。

- 5 事業者は、市から第34条第2項に基づく確認を受けた設計図書の変更を事業者の都合により行おうとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。事業者が設計図書の変更を行いたい旨申請した場合、市は14日以内に承諾の有無を事業者に通知する。
- 6 事業者が前項に基づいて設計の変更を行う場合において、当該変更により事業者に増加費用又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により設計の変更が必要となった場合には、当該増加費用及び損害の負担は第92条又は第97条の規定に従う。
- 7 前6項に基づき設計が変更される場合において、当該設計変更により、事業者の業務費用が減少したときは、市は、事業者と協議の上、相応分のサービス対価を減額することができる。

(引渡し)

第36条 事業者は、設計図書について、設計の完了後速やかに、別紙6の様式による引渡書を市に提出し、本契約等に従い設計図書の引渡しを行う。

(部分引渡し)

第37条 設計図書について、市が入札説明書等において設計業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「設計に係る指定部分」という。）がある場合において、当該設計に係る指定部分の業務が完了したときについては、第34条中「設計図書」とあるのは、「設計に係る指定部分に係る設計図書」と、第67条及び別紙4-1中「サービス対価」又は「サービス対価A」とあるのは、「部分引渡しに係るサービス対価」又は「部分引渡しに係るサービス対価A（設計）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、設計図書の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、市は、当該部分（以下「設計に係る引渡部分」という。）について、事業者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第34条中「設計図書」とあるのは、「設計に係る引渡部分に係る設計図書」と、第67条及び別紙4-1中「サービス対価」又は「サービス対価A」とあるのは、「部分引渡しに係るサービス対価」又は「部分引渡しに係るサービス対価A（設計）」と読み替えてこれらの規定を適用する。
- 3 事業者が請求することができる部分引渡しに係るサービス対価A（設計）は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「設計に係る指定部分に相応するサービス対価A（設計）」及び第2号中「設計に係る引渡部分に相応するサービス対価A（設計）」は、市と事業者とが協議して定める。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係るサービス対価A（設計）

設計に係る指定部分に相応するサービス対価A（設計）×（1-当該年度に支払ったサービス対価A（設計）の前払金額/当該年度のサービス対価A（設計）の出来高予定額）

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係るサービス対価A（設計）

設計に係る引渡部分に相応するサービス対価A（設計）×（1-当該年度に支払ったサービス対価A（設計）の前払金額/当該年度のサービス対価A（設計）の出来高予定額）

(前払金等の不払に対する業務中止)

第38条 事業者は、市が第58条において準用される第67条又は第68条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、設計業務の全部又

は一部を一時中止することができる。この場合においては、事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により事業者が設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは本件施設の引渡予定日、維持管理開始予定日若しくはサービス対価A（設計）を変更し、又は事業者が増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計業務に起因する責任と負担）

第39条 設計業務に起因して本件施設の引渡日又は維持管理開始日が遅延した場合、若しくは設計業務に起因して事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡日又は維持管理開始日が遅延した場合、又は事業者が増加費用及び損害が発生した場合には、市は、事業者と協議の上、本件施設引渡予定日及び維持管理開始予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡日又は維持管理開始日が遅延した場合、又は市若しくは事業者が増加費用及び損害が発生した場合には、事業者は当該増加費用及び損害を負担しなければならない。また、本件施設引渡予定日及び維持管理開始予定日は延期されない。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、本件施設の引渡日又は維持管理日が遅延した場合、又は事業者が増加費用及び損害が発生した場合には、第6章の規定に従う。
- 2 設計業務に起因して（原因の如何を問わず設計図書等の変更があった場合を含む。）、本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分をサービス対価から減額する。なお、前文の規定は、事業者が、サービス対価の減額につながる設計図書等の変更の提案を、事業者の適正な利益を確保した上で市に対して行うことを妨げるものではない。また、事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第4節 建設業務

（施工計画書）

第40条 事業者は、設計図書が市によって確認された後、工事開始の2週間前までに本契約等に基づき施工計画書を作成して市に提出し、市の確認を受けなければならない。なお、事業者は、市に提出した施工計画書に変更が生じた場合には、直ちに市にその旨を通知するものとする。

- 2 市は、事業者から前項の施工計画書の提出を受けた後、原則として14日以内にその妥当性について確認を行い、その結果を事業者に通知する。施工計画書と本契約等を除く設計図書との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、市は、当該不一致を生じている箇所及びその内容を事業者に対して通知し、さらに相当の期間を定めて修正を要求することができる。
- 3 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に当該不一致の修正をした上、改めて当該施工計画書の妥当性について市の確認を受けなければならない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者の責めに帰すべき事由として第52条第2項の規定に従う。
- 4 事業者は、市から施工計画書の妥当性についての確認を受けるまでは、本件施設の建設業務に着手することはできない。施工計画書提出後、14日以内に市から事業者に対して何らの通知もない場合は、その妥当性についての確認が市によってなされたものとみなす。
- 5 事業者は、第1項に基づく市の確認を受けた後は、速やかに工事開始前提出図書を市に提出する。なお、工事開始前提出図書に変更が生じた場合には、直ちに市にその旨を通知するものとする。

(本件施設の建設業務)

第41条 事業者は、本契約等、事業計画書、施工計画書、本件日程表及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において、本件施設の建設業務を行う。

- 2 仮設、施工方法その他本件施設の建設業務を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定め、これらに必要な関係諸官庁との協議は事業者がその責任と費用負担において行う。
- 3 事業者が本章の規定に基づき市へ資料等を提出し、あるいは連絡を行ったこと、また、それに対し市が確認等を行ったことをもって、事業者の本契約上の責任が何ら軽減又は免除されるものではない。
- 4 事業者は、施設整備期間中、自ら、構成企業又は協力企業等をして別紙5「付保すべき保険」の引渡し前に付す保険に規定する種類及び内容の保険に加入することとし、保険料は、事業者が負担し、又は事業者が構成企業及び協力企業等をして負担させる。事業者は、工事開始（着工）予定日までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写しを提出するものとする。

(建設業務に起因する責任と負担)

第42条 建設業務に起因して本件施設の引渡日又は維持管理開始日が遅延した場合、若しくは建設業務に起因して事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合の措置は、第39条第1項各号を準用する。

- 2 建設業務に起因して（原因の如何を問わず建設方法の変更や本件施設引渡予定日の変更があった場合を含む。）、本事業にかかる費用が減少した場合の措置は、第39条第2項の規定を準用する。

(工事記録の備置)

第43条 事業者は、建設業務を行う施設整備期間（以下「建設期間」という。）中、本件施設の工事現場に常に工事記録を備えて、市の要求があった場合には速やかに提示しなければならない。

- 2 市は、事業者から施工体制台帳の写しの提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 3 事業者は、施工時提出図書を施工時に市に提出するものとする。

(建設業務のモニタリング)

第44条 事業者は、建設期間中、毎月一定日までに、市に対して本件施設の建設業務の進捗及び施工状況について報告を行う。

- 2 市は、事業者に対する事前の通知の有無にかかわらず、本件施設の建設業務の進捗及び施工状況等を確認するため、随時、立入調査を行うことができる。事業者は、市からの質問又は説明要求に、速やかに回答を行わなければならない。市は、回答が合理的でないと判断した場合には、事業者と協議を行うことができる。
- 3 本件施設の建設業務が本契約等、事業計画書、施工計画書、本件日程表又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して是正要求を行うことができ、事業者はその責任及び費用負担において、市の求めに従ってこれを是正しなければならない。
- 4 事業者は、建設期間中において事業者が行う、本件施設の工事に関する検査又は試験について、検査又は試験の日時及び内容につき、事前に市に対して通知し、市の承諾を得ることとする（ただし、施工計画書において市への通知及び市の承諾を必要としないとされたものを除く。）。市は、当該検査又は試験に立会うことができる。
- 5 事業者は、市が前項までに規定する説明要求及び本件工事への立会い等を行ったことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではなく、市は、当該説明要求及び立会い等を行っ

たことを理由として、何ら責任を負わない。

(建設業務の中止)

第45条 事業者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により本件施設に損害を生じ若しくは本件施設用地の状態が変動したため、事業者が本件工事を施工できないと認められる場合、直ちに本件工事の中止内容及びその理由を市に通知しなければならない。

2 事業者は、履行不能の理由が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を行った日以降、市が正当と認めるときは、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった本件工事に係る履行義務を免れる。

3 市は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を事業者に通知して、本件工事の全部又は一部の履行の一時中止を求めることができる。

4 市又は事業者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において本件工事を施工できない事由が発生した日から30日を経過しても協議が調わないときは、市は事業の継続についての対応を定め、事業者に通知する。

5 第1項又は第3項の規定により本件工事の施工が一時中止された場合（本件工事の施工の中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、市と事業者は協議し、第1項又は第3項による一時中止の場合に生じた増加費用又は損害の負担を第52条の定めに従って行う。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第46条 事業者は、市が第56条、第58条において準用される第67条又は第68条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により事業者が本件工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは本件施設引渡予定日、維持管理開始予定日若しくはサービス対価A（建設）を変更し、又は事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事現場における安全管理等)

第47条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本件施設用地並びに本件工事と密接不可分な隣接地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の施工に関して、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用を負担する。ただし、不可抗力による当該盗難又は損傷等によって増加費用が発生した場合の増加費用の負担は、第97条の規定に従う。

(本件施設の建設工事に伴い市又は第三者に及ぼした損害)

第48条 本件工事の施工（試運転も含む。）により市又は第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならないが、当該市又は第三者に対して係る損害賠償額を支払わなければならない。ただし、その損害（別紙5「付保すべき保険」の定めにより付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由により生じたものに

については、市が負担する。

- 2 前項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と事業者が協力してその解決に当たるものとする。
- 3 第1項に基づき事業者が負担すべき第三者に対する損害を、市が賠償した場合、市は事業者に対して、期限を定めて賠償した金額を求償することができる。事業者は、市から本項に基づく請求を受けた場合、その請求額を支払わなければならない。

第5節 竣工検査及び引渡し業務

(工事開始(着工)予定日の変更等)

第49条 事業者は、合理的な理由により工事開始(着工)予定日に工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示し、市に工事開始(着工)予定日の変更を請求することができる。

- 2 事業者は、工事開始(着工)予定日に工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(本件施設引渡予定日の変更)

第50条 市と事業者は、合理的な理由により本件施設引渡予定日を変更する必要性が生じた場合は、相手方当事者に対して、当該引渡予定日の変更について、当該引渡予定日の30日前までにその理由を明示した書面により、変更を請求し協議を求めることができる。

- 2 前項において、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が前項の協議の結果を踏まえて合理的な本件施設引渡予定日を定める。事業者はこれに従わなければならない。
- 3 事業者は、本件施設引渡予定日に引渡しができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、引渡しの遅延による損害をできる限り少なくするよう努める。事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。

(本件施設引渡予定日の変更による日程変更)

第51条 前条に基づき本件施設引渡予定日に変更された場合、市は、これに伴って本件日程表に記載の各日程を合理的な範囲で変更することができる。ただし、維持管理期間の終期の変更の要否及び程度については、市と事業者は協議により定める。

- 2 市と事業者の間において、前項に定める維持管理期間の終期の変更に関する協議が整わない場合、市が前項の協議の結果を踏まえて合理的な期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 前2項によって維持管理期間が短縮され、予定された業務の一部が履行されないこととなった場合、当該業務が行われないことに伴って市又は事業者が被る損害の負担については、次条の定めに従う。

(引渡しの遅延等による費用等の負担)

第52条 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由に起因して本件施設の引渡しが遅延した場合には、事業者は、市に対して、本契約締結時の本件施設引渡予定日から実際に引渡しになされた日までの期間につき、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Aのうち、各施設整備費相当額に対し、第106条の遅延損害金を支払う。

- 2 事業者は、前3条に基づく変更起因する市又は事業者の増加費用及び損害を負担する。ただし、前項に基づき事業者が遅延損害金を支払う場合には、当該遅延損害金を超えて更なる損害が市に発生したときに限り、その超過分につき、さらに事業者に対して賠償請求することができる。なお、市の責めに帰すべき事由により当該変更を行った場合は、市が当該変更起因する合理的な範囲の増加費用

及び損害を負担し、法令変更又は不可抗力により当該変更を行った場合は、当該変更に起因する事業者の増加費用及び事業者の損害の負担は第92条又は第97条の規定に従う。

- 3 市の責めに帰すべき事由、不可抗力等複数の事由が複合して前3条に基づく変更が行われた場合には、市は事業者と協議の上、当該事由ごとに増加費用又は損害に与えた影響の度合いを合理的に判断し、原則としてその按分により、本条に従って市及び事業者の増加費用及び損害の負担を決定する。

(事業者による本件施設の竣工検査等)

第53条 事業者は、建設業務が完了した場合、速やかに自己の責任と費用負担において、別紙2「対象業務の概要」に示す整備ごとに竣工検査及び機器・器具等の試運転等(以下「竣工検査等」という。)を行う。

- 2 市は、竣工検査等に立ち会うことができるものとし、事業者は、竣工検査等の7日前までに、竣工検査等を行う日時、対象となる施設及び機器・器具等の名称、検査及び試運転等の方法を市に通知しなければならない。ただし、事業者は、市が立会いを行ったことをもって施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではなく、市は、立会いを行ったことを理由として、何ら責任を負わない。
- 3 事業者は、本件施設についての竣工検査等に合格したことを確認した場合、本契約等を満足していることの確認結果及び検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて速やかに工事完了届とともに市に報告する。

(市による竣工確認)

第54条 市は、前条第3項の報告を受けた場合、14日以内に本件施設について竣工確認の検査(以下「竣工確認」という。)をそれぞれ実施する。

- 2 市は、竣工確認において、事業者、構成企業及び協力企業等の立会い及び協力の下で、当該施設が本契約等、事業計画書、施工計画書及び設計図書等に適合していることを施工記録簿等により(なお、配置、外観等の確認は、本契約等、事業計画書、施工計画書及び設計図書等との照合、施設機能、施設設備等の確認は試運転等を行い)確認する。
- 3 事業者は、竣工確認に立ち会い、機器・器具等の取扱い等、市の求める事項に関して市に説明する。
- 4 前3項のほか、竣工確認の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、市が定める。
- 5 竣工確認の結果、当該施設が本契約等、事業計画書、施工計画書又は設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、7日以内に当該逸脱箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知する。
- 6 事業者が前項の規定による通知を受領した場合には、事業者は、市が定めた期間内に当該逸脱箇所の修正をし、市の確認を受けなければならない。ただし、事業者が市の通知内容に対して市が合理的と認める意見を述べた場合は、市は当該逸脱箇所の修正の内容を変更し、又は修正を免除することができる。
- 7 前項に定める逸脱箇所の修正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。修正による引渡しの遅延及びこれに伴う費用等の負担については、第52条の規定に従う。
- 8 第6項に基づいて事業者が修正を行った場合は、修正完了の通知を前条第3項の報告とみなして、前7項の規定を適用する。市は修正完了の通知を受領した後、14日以内に確認検査を実施する。
- 9 市は、前項までの確認又は修正等を行った結果、当該施設が本契約、入札説明書等、提案書類又は設計図書の内容に適合していることを確認した場合、事業者に対し、原則として7日以内に竣工確認が完了した旨の市の様式の通知書(以下「竣工確認通知書」という。)を交付する。
- 10 事業者は、市が前項の竣工確認通知書を交付したことをもって、本件施設の施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではなく、市は、前項の竣工確認通知書の交付を理由として、何ら責任を負わない。

(引渡し)

第55条 事業者は、本件施設について、前条第10項に定める竣工確認通知書の受領後速やかに、別紙6の様式による引渡書（以下「目的物引渡書」という。）を市に提出し、本契約等に従い市の認める内容及び様式の完成図書とともに本件施設の引渡しを行う。当該引渡しの完了により、本件施設の所有権は市に帰属又は移転する。

2 事業者は、事業者が本件施設の所有権を本契約に従い市に帰属させ、次条の本件施設の所有権登記ができるよう、構成企業及び協力企業等との間で、必要な契約を締結するものとする。

(部分払)

第56条 事業者は、施設整備業務の完了前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（本契約又は入札説明書等の規定により検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、検査を要しないものにあつては入札説明書等で部分払いの対象とすることを指定したものに限り。）に相応するサービス対価A（建設）相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を書面により市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者、構成企業及び協力企業等立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査をすることができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

5 事業者は、第3項の規定による確認があつたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項のサービス対価A（建設）相当額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、市と事業者が協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

部分払額 ≤ 第1項のサービス対価A（建設）相当額 × (9/10 - 前払金額 / サービス対価A（建設）)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「サービス対価A（建設）相当額」とあるのは「サービス対価A（建設）相当額から既に部分払の対象となったサービス対価A（建設）相当額を控除した額」とするものとする。

8 第5項の規定により部分払金の支払いがあつたときは、第3項の規定による検査をした出来形部分の所有権は、支払いと同時に、その限度において市に移転するものとする。ただし、事業者は、本件施設引渡しまでは当該部分の危険及び管理責任を負うものとする。

(部分使用)

第57条 市は、第55条の規定による引渡し前においても、本件施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市は、第1項の規定により本件施設の全部又は一部を使用したことによつて事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第58条 本件施設について、市が入札説明書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「建設に係る指定部分」という。）がある場合において、当該建設に係る指定部分の工事が完了したときについては、第54条中「竣工確認通知書」とあるのは「建設に係る指定部分に係る竣工確認通知書」と、「本件施設」とあるのは「建設に係る指定部分に係る本件施設」と、第67条及び別紙4-1中「サービス対価」又は「サービス対価A」とあるのは「部分引渡しに係るサービス対価」又は「部分引渡しに係るサービス対価A（建設）」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第67条の規定により請求することができる部分引渡しに係るサービス対価A（建設）の額は、次の式により算定する。この場合において、建設に係る指定部分に相応するサービス対価A（建設）の額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書において定め、その他の場合には、市と事業者が協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第67条に従ったサービス対価請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

部分引渡しに係るサービス対価A（建設）の額＝建設に係る指定部分に相応するサービス対価A（建設）の額×（1-当該年度に支払ったサービス対価A（建設）の前払金額/当該年度のサービス対価A（建設）の出来高予定額）

（所有権登記）

第59条 市は、必要に応じて本件施設の所有権の表題登記を行う。事業者は、市から協力を求められた場合、構成企業及び協力企業等と連帯してこれに協力するものとする。この場合の登記費用は市の負担とする。

（本件施設の契約不適合）

第60条 市は、引き渡された本件施設（設計図書及び完成図書その他施設整備業務に関して本契約等に基づき事業者により作成される一切の書類を含む。以下本条において以下同じ。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下本条において「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、本件施設の修繕又は補修又は代替物の引渡し（部分引渡しを含む。以下本条において同じ。）による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本件施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 市は、引き渡された本件施設に関し、第55条第1項の引渡しの完了の日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を

示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を書面により明確に告げることで行う。

- 6 市が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 市は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 市は、本件施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された本件施設の契約不適合が市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第3章 維持管理業務

（維持管理業務）

第61条 事業者は、本契約等、業務仕様書等及び本件日程表に従って維持管理業務を遂行する。

- 2 事業者は、維持管理業務を維持管理開始予定日から直ちに開始することができないと見込まれる場合には、当該事情が判明し次第、直ちにその旨及びその理由を市に報告するとともに、その後速やかに当該遅延に対する対応計画（速やかな業務の開始に向けての対策及び新たな日程の見直しを含む。）を書面にて市に提出しなければならない。維持管理業務の開始が本件日程表に記載の予定日より遅延した場合等、維持管理業務について、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合における措置は、本契約等で別段の定めがない限り、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、維持管理業務について増加費用及び損害が発生した場合には、市が当該増加費用及び損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理業務について増加費用及び損害が発生した場合には、事業者が当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第92条又は第97条の規定に従う。
- 3 事業者は、維持管理業務期間中、自ら、構成企業又は協力企業等をして別紙5「付保すべき保険」の維持管理業務に付す保険に規定する種類及び内容の保険に加入することとし、保険料は、事業者が負担し、又は事業者が構成企業及び協力企業等をして負担させる。事業者は、維持管理業務開始予定日までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写しを提出するものとする。

（業務計画書）

- 第62条 事業者は、維持管理期間中において、業務計画書を本契約等に従い、市と事業者が別途協議により定める様式により作成し、本契約等に定める期限までに市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 2 市は、前項に従って提出された業務計画書が、本契約等、業務仕様書等及び本件日程表の内容を満

たしている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、事業者に修正を求めることができる。市から修正を求められた事業者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の業務計画書を市に提出しなければならない。

- 3 業務計画書は、市が前項の承諾を行った後においては、市と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(年次業務報告書)

第63条 事業者は、維持管理期間中において、各業務報告書を事業年度ごとに市と事業者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い作成する。

- 2 事業者は、本契約等に従い、維持管理業務に関する日報、月報、四半期業務報告書、年次業務報告書及びモニタリング報告書等の報告書（以下、総称して「年次業務報告書等」という。）を作成し、速やかに市に提出する。また、事業者は、日報を市の閲覧に供する。
- 3 事業者は、前項の年次業務報告書等のうち、日報は5年間、月報、四半期業務報告書、年次業務報告書及びモニタリング報告書は、維持管理期間の終了時まで保管する。
- 4 事業者は、維持管理期間中、市から維持管理業務の業務計画書又は年次業務報告書等の内容について報告を求められたときは、遅滞なく、市に報告しなければならない。

(維持管理業務に伴う近隣対策)

第64条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を実施するに当たり必要となった場合は、近隣対策を実施する。事業者は、市に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、市は、近隣対策の実施について、事業者に協力する。

- 2 事業者は、前項の近隣対策の結果、事業者に発生する本事業の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。

(維持管理業務のモニタリング)

第65条 市は、維持管理業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、市は監督員を定めるものとし、市は監督員をして、別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従い、維持管理業務の遂行状況についてモニタリングを行う。なお、市が監督員を定めたときはその氏名を事業者に報告し、監督員を変更したときも同様とする。2名以上の監督員を置き、権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を事業者に通知しなければならない。

- 2 事業者は、本契約等の規定に従い「モニタリング計画書」を市との協議により作成し、維持管理開始予定日の2週間前までに市に提出する。その後、市が要求した場合には、本契約等の規定に従い「モニタリング計画書」を変更し、市に提出する。
- 3 事業者は、別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従って、月1回、モニタリング報告書を提出し、又市から維持管理業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、速やかに市に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 4 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて事業者の費用負担で、維持管理業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 5 事業者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力するとともに構成企業及び協力企業等にも協力させる。
- 6 モニタリングの結果、事業者による維持管理業務の遂行が本契約等に違反し、又は要求水準等に満たないと市が判断した場合には、市は別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に

従って維持管理業務について事業者に対し通知及び是正要求を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。

- 7 前項の場合、事業者は別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従って、各業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。
- 8 第6項の場合、市は別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従ってサービス対価を減額し、又はその支払いを停止する。
- 9 維持管理業務のモニタリングの実施にかかる費用については、本契約等において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。ただし、市に対する説明及び報告の資料作成他諸費用は、いずれの場合も事業者負担とする。
- 10 市は、事業者の維持管理業務の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

(維持管理業務に伴う第三者に及ぼした損害)

- 第66条 前条に定めるほか、事業者が維持管理業務について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害賠償額（別紙5「付保すべき保険」の定めにより付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 前項に基づき事業者が負担すべき第三者に対する損害を、市が賠償した場合、市は事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市から本項に基づく請求を受けた場合、速やかに支払わなければならない。

第4章 事業者の収入

(サービス対価の支払い)

- 第67条 市は、本契約に基づく本件業務遂行の対価として別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」に定める金額のサービス対価を同別紙及び別紙4-2「サービス対価の支払額及びスケジュール」に定める方法及び条件に従って事業者に支払う。
- 2 サービス対価の内訳は、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」及び別紙4-2「サービス対価の支払額及びスケジュール」に示すとおりとする。市は、第65条第1項に規定するモニタリングの結果、本契約等の内容を満たしていないと判断し、是正要求を行った場合には、別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従って、サービス対価を減額し、又は支払いを停止することができるものとする。
 - 3 別紙3「事業日程表」に定める本件施設引渡予定日までに本件業務のうち当該支払いに対応する部分が完了していない場合、市は当該未完了の業務が履行されるまでは当該支払いをなすことを要しない。市は、未完了の業務に対応するサービス対価の支払いがなされた場合であっても、当該支払についての市の故意又は過失の有無を問わず、いつでも事業者に対しその全額の返還を求めることができる。
 - 4 サービス対価の額は、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定されるものとする。

(前金払)

- 第68条 事業者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と施設整備期間の満了日を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、サービス対価Aの施設整備費の内、サービス対価（設計）の10分の3以内、サービス対価（建設）の10分の4以内の前払金の支払いを市に請求することができる。なお、サービス対価Aのうち、その

他費用は対象外とする。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 事業者は、サービス対価Aの施設整備費が当初のサービス対価Aの施設整備費の10分の2以上増額された場合において、サービス対価A（設計）はその増額後のサービス対価A（設計）の10分の3、サービス対価A（建設）はその増額後のサービス対価A（建設）の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 4 事業者は、サービス対価Aの施設整備費が当初のサービス対価Aの施設整備費の10分の2以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後のサービス対価Aの施設整備費の10分の5を超えるときは、事業者は、サービス対価Aの施設整備費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、市が、既済部分に対する代価が既に支払った前払金額を超えることを確認したときは、この限りでない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、サービス対価Aの施設整備費が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。
- 6 市は、事業者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、本契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第69条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度におけるサービス対価Aの支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度のそれぞれの出来高予定額は、次のとおりである。

① サービス対価A（設計）の出来高予定額

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

② サービス対価A（建設）の出来高予定額

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円

令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

- 3 市は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第70条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第68条中「施設整備期間の満了日」とあるのは、「施設整備期間の満了日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第72条中「サービス対価A（設計）」とあるのは、「当該会計年度のサービス対価A（設計）の出来高予定額」と、「サービス対価A（建設）」とあるのは、「当該会計年度のサービス対価A（建設）の出来高予定額（前会計年度末における 第56条第1項のサービス対価A（建設）相当額（以下この条及び次条において「サービス対価A（建設）相当額」という。）が前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前金払を支払わない旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第68条の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度について前金払の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第68条の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末におけるサービス対価A（建設）相当額が前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第68条の規定にかかわらず、事業者は、サービス対価A（建設）相当額が前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来高予定額に達するまで当該会計年度のサービス対価A（建設）に係る前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末におけるサービス対価A（建設）相当額が前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来高予定額に達しないときには、その額が当該サービス対価A（建設）の出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第72条の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第71条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末におけるサービス対価A（建設）相当額が前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来高予定額を超えた場合においては、事業者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、事業者は予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第56条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ サービス対価A（建設）相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {サービス対価A（建設）相当額 - (前会計年度までのサービス対価A（建設）の出来

高予定額＋出来高超過額}×当該会計年度前払金額/当該会計年度のサービス対価A（建設）の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度	回
令和9年度	回
令和10年度	回
令和11年度	回
令和12年度	回
令和13年度	回

（保証契約の変更）

第72条 事業者は、第68条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 事業者は、前項に定める場合のほか、サービス対価A（設計）又はサービス対価A（建設）が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

3 事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第73条 事業者は、前払金を設計業務及び建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち設計業務及び建設業務の実施に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（既払いサービス対価の返還）

第74条 事業者が提出した報告書等のいずれかに虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に従って減額し得たサービス対価を返還しなければならない。この場合において、事業者は、さらに市がサービス対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス対価相当額について、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第37条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を市に支払わなければならない。なお、これにより市による事業者に対する別途の損害賠償の請求が妨げられるものではない。

（サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更）

第75条 市は、本契約の規定によりサービス対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更を提案することができる。

2 事業者は、本契約の規定によりサービス対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。

3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がサービス対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第5章 契約の終了

第1節 共通事項

(契約期間の満了)

第76条 本契約は、本契約締結日に効力が生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和26年3月31日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(本件業務の終了に伴う引継資料等)

第77条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、市に対し、設計図書その他施設整備業務に関する書類(ただし、契約終了時点ですでに市に提出しているものを除く。また、本件施設の引渡し完了前に終了した場合、事業者が終了時点ですでに作成を完了しているものに限る。)、維持管理業務の承継に必要な引継マニュアル、申し送り事項、事業者が用いた操作要領その他の資料を事業者の費用負担により整備して引き渡さなければならない。なお、事業者は本契約の終了に際して、終了日の遅くとも6か月前までに前掲の整備された引継資料を市又は市の指定する第三者へ引き渡すとともに、業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

- 2 市は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件業務の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用(複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。)し、又は第三者に使用させる権利を有し、事業者は市によるかかる資料の自由な使用が第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。
- 3 事業者は、第1項に基づき市に提供する資料及び前項に基づく使用が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。

(維持管理業務の承継)

第78条 市及び事業者は、維持管理期間の終了に際して、市又は市の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、維持管理期間満了の3年前から協議を開始する。

- 2 事業者は、市又は市の指定する第三者が維持管理期間終了後において、維持管理業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、前2条に規定する本件業務の終了に伴う引継ぎの手続きを行う。
- 3 前項に規定する手続において、市又は市の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、市は、当該増加費用及び損害を負担する。

(本件業務の終了に伴う検査及び支払い)

第79条 本件業務の終了に際し、事業者はその終了事由の如何にかかわらず当該維持管理業務の対象となっていた本件施設の状態について業務終了に先立って市の検査及び確認を受けなければならない。市は、事業者からの求めに応じて速やかに検査の結果を通知する。

- 2 市は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに相当の期間を定めて修繕又は補修を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を修繕又は補修し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修繕又は補修に代えて修繕又は補修に要する費用を市に支払えば足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が市の指示に従ったことによる等、市の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら市に異議を述べなかった場合は除く。）は、修繕又は補修にかかる事業者の増加費用はその合理的な範囲において市が負担する。
- 4 第2項にかかわらず、当該損傷又は汚損等が不可抗力による場合は、修繕又は補修にかかる費用等の負担は第97条の規定に従う。
- 5 市は、終了した業務に対応するサービス対価及びこれに係る消費税及び地方消費税の額の最終回の支払いを、第1項及び第2項に定める検査により修繕又は補修の必要がないこと、又は修繕又は補修の完了及び事業者による修繕又は補修費用の支払いの確認がなされた後に行うものとする。

（事業終了に際しての処置）

第80条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、本件施設用地又は本件施設内に事業者、構成企業又は協力企業等の所有又は管理する施設整備業務に係る工事材料、機械器具、仮設物、もしくは維持管理業務に係る機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申請することができず、また、市が処置に要した一切の費用を負担する。
- 3 前2項にかかわらず、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、市と事業者が別途合意した金額で買い取ることができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を市に移転しなければならない。また、事業者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、当該物件の使用権を事業者から有償で承継することができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を市に移転しなければならない。

（事業終了後の機能維持義務）

第81条 更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態（事業期間終了後1年以内に修繕を要することのない状態）とすること。事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなった場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。

第2節 契約の解除

（事業者の債務不履行等による契約の解除）

第82条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、工事開始（着工）予定日を過ぎても本件工事を開始せず、かつ市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該遅延について事業者から市に合理的な理由にもとづく説明がない場合。
- (2) 事業者による本件業務の遂行が、契約書等に規定する条件に合致せず、かつ、市による是正要求

後、定められた期間を経ても改善が見られない場合。

- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日までに維持管理業務が開始されず、かつ維持管理開始予定日以後も相当の期間内に維持管理業務を開始する見込みがないと合理的に認められる場合。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設引渡予定日から30日が経過しても本件施設の引渡しができず、かつ事業者から本件施設の引渡見込時期の合理的な理由にもとづく説明がない場合。
- (5) 事業者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、又は維持管理業務については1年間に連続して60日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理業務その他維持管理期間中の業務を行わない場合。
- (6) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされた場合。
- (7) 事業者又は代表企業を含む構成企業又は協力企業等のいずれかが、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の申立てを行った場合又は第三者（代表企業を含む構成企業又は協力企業等の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められる場合。
- (8) 事業者が報告書等に著しい虚偽記載を行い、又は虚偽記載を繰り返した場合。
- (9) 第111条又は第112条の規定に重大な違反があった場合。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約等に違反し、その違反により本契約等の目的を達することができないと認められる場合。
- (11) その他事業者が重大な法令違反を行う等市の信用を失墜せしめた場合

（談合その他の不正行為に係る市の解除権）

第83条 市は、事業者の代表企業を含む構成企業が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 構成企業が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反し、又は構成企業若しくは構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、構成企業と事業者団体とを併せて以下「構成企業等」という。）が独占禁止法の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項（同法同条第2項及び同法第8条の3において準用する場合を含む。）、同法第7条の9第1項若しくは同法同条第2項又は同法第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下単に「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条第1項若しくは同法同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法8条の2第1項若しくは同法同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、事業者団体ではなく構成企業に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において本契約に関し、独占禁止法の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）

に本契約に係る入札（提案書類の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、本契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 構成企業の役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- (5) 不正行為を行ったことが本契約締結後に発覚し、これにより、本事業を事業者との間で継続することが社会通念に照らして許容されないと認められたとき。

（談合その他の不正行為に係る違約金）

第84条 事業者は、本契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、市が本契約を解除するか否かを問わず、かつ、市が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。また、本契約の効力発生後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の100分の20に相当する額の違約金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他市が特に認める場合。
 - (2) 前条第4号のうち、事業者の代表企業を含む構成企業（事業者の代表企業を含む構成企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、当該者について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 3 事業者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項の規定は、市に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。事業者が違約金を支払った後に、実際の損害額が違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

（引渡し前の解除の効力等）

第85条 本件施設の引渡し完了前に第82条及び第83条に基づき本契約の全部又は引渡しの完了していない施設にかかる業務に関する部分が解除された場合、引渡しの完了していない施設にかかる業務のサービス対価に関する市の支払債務は遡及的に消滅する。なお、本件施設の一部について引渡しを完了している場合、市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価を支払う。この場合、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

- 2 本件施設の引渡し完了前に第82条の規定に基づき本契約が市により解除された場合には、事業者は、市に対して、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は当該契約保証金又は担保をもって、違約金支払請求権に対する弁済として充当することができる。
- 3 第1項第1文の場合、市は、同項にかかわらず、本件施設の出来形部分が存在するときには、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い（ただし、第68条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を買受代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、市は買受代金を支払う義務を負わず、また、事業者は、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、本契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の

利息を付した額を、市に返還しなければならない。) 、その所有権を取得することができる。市は、必要があると認められるときはその理由を事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第三者による時価評価額をもって買受代金額とすること(以下「鑑定方式」という。)もできる。ただし、鑑定方式の採択は、市又は事業者が相手方に鑑定方式を書面で提案してから1か月以内に、市及び事業者の合意により鑑定評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、鑑定方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、これを買受代金額から控除することとする。

- 4 第1項又は前項の場合、市は、引渡し済み部分の業務に相当するサービス対価支払債務及び当該出来形部分又は既調達部分の買受代金支払債務と第2項の違約金支払請求権又は第5項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権を相殺することができる。
- 5 第2項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者損害賠償を請求することができ、第3項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 6 第3項の場合において、市が工事の進捗状況その他の諸般の事情を考慮して事業者が建設した本件施設の出来形を取り壊すことが妥当であると判断して事業者にその旨を通知した場合、事業者は自己の責任と費用負担により市の通知に従って取り壊し等を行った上で、速やかに事業用地を原状に回復した上で市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合、事業者が正当な理由なく速やかに前項の取り壊し等の工事その他の原状回復のために必要な措置を行わないときは、市は事業者に代わって当該措置を行うことができる。市はこれに要した費用を事業者に求償することができる。事業者は、市の当該決定について異議を申請することができない。

(維持管理期間中の解除の効力等)

第86条 維持管理期間に第82条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Bに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。当該違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が本項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者損害賠償を請求することができる。なお、契約保証金の違約金等への充当に関する第85条第2項の規定は本条において該当する部分について準用する。

- 2 市は、第1項に規定される解除の場合において、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価B(当該解除時点までに履行された支払期限未到来の維持管理業務に係る対価)を事業者へ支払う。支払いに当たっては、第1項の違約金等の残額と相殺することができる。
- 3 市は、第1項に規定される解除の場合において、本件施設が本契約等の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。市は、検査の結果、本件施設が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本件施設の修繕を求めることができ、事業者は速やかに修繕しなければならない。なお、事業者の提案により修繕でなく更新することを妨げるものではない。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、第79条第2項から第4項に従う。
- 4 第85条第5項の規定は本条第1項に定める違約金に関しても適用する。
- 5 市は、前項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

(モニタリングによる契約の解除)

第87条 維持管理期間中、別紙7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に定めるモニタリングの結果、連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を担う者の変更に応じない場合は、市は事業者に通知することにより、通知の日から起算して6カ月以内に本契約を解除することができる。ただし、本条の定めは、本契約に定める他の条項に基づく本契約の解除を妨げるものではない。

2 前項の規定により本契約の一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の維持管理業務に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間（解除した日を含む。）について、当該四半期の維持管理業務の内容に応じて協議した金額とする。

（市の債務不履行等による契約の解除）

第88条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においても、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保有する。

- (1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから2か月経過しても当該支払義務を履行しない場合。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、事業者から催告を受けてから30日を経過しても当該不履行が是正されない場合。
- (3) 前2号の事由を除く、市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。

（市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等）

第89条 本件施設の引渡し完了前に前条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金（ただし、第68条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を買受代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、市は買受代金を支払う義務を負わず、また、事業者は、その余剰額を市に返還しなければならない。）を事業者に支払う。市は、本件施設又はその出来形の所有権を、買受代金の支払完了をもって取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第85条第3項の鑑定方式を採用することができる。なお、本件施設の一部について引渡しを完了している場合、市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価Aの額を支払う。この場合、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

2 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額とは別に事業者が増加費用又は損害が発生した場合、市は、合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。

（市の債務不履行等による維持管理期間中の解除の効力等）

第90条 維持管理期間に第88条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価A（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の施設整備業務に係る対価をいう。）及びサービス対価B（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の維持管理業務に係る対価）を支払う。

- 2 解除に伴う契約終了前検査等に関する第86条第3項の規定は本条の場合にも適用する。
- 3 事業者は、市又は市の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、市が負担する。
- 4 第1項とは別に事業者が発生した増加費用又は損害については第89条第2項の規定に従う。

(維持管理期間中の解除)

第91条 市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項による解除の場合、その効力については第88条から前条の規定を準用する。

第6章 法令変更及び不可抗力

第1節 法令変更による契約の終了

(法令変更に伴う協議・支払等)

第92条 事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部について、履行をすることが不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び増加費用並びに損害の見通しとその負担その他の必要事項(以下本章において「対応方法等」という。)につき協議しなければならない。法令変更の公布日から60日以内に市と事業者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、市は、法令変更への対応方法等(本件施設竣工予定日及び維持管理開始予定日の変更を含む。)を決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該業務の履行が法令に違反する限りにおいて当該業務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払いを免れる。

3 第1項の協議又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は次の各号のいずれかに該当する場合には当該増減額に応じてサービス対価の増額若しくは当該増加費用の負担又はサービス対価の減額を行い、それ以外の法令変更についてはこれらの措置を行わない。

(1) 本件施設の整備又は維持管理に直接関係する法令変更

(2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等(建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。)

(3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更

(4) PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更

(5) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

(法令変更による費用・損害の扱い)

第93条 市及び事業者は、前条の法令変更があった場合においても互いに相手方当事者に発生する費用負担の増加を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 法令変更の解釈につき、市と事業者の間で疑義が生じた場合には、前条第1項に定める協議において、両者で協議する。

(法令変更による契約の解除)

第94条 第92条第1項の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために費用を要し本事業を継続することが合理的でないと判断した場合には、市は事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、本章第1節及び第3節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第92条第3項の規定に従う。

第2節 不可抗力による契約の終了

(不可抗力への初期対応)

第95条 不可抗力により本契約に基づく事業者による本件業務の全部又は一部について、履行不能若しくは著しく困難となった場合には、事業者は本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び事業計画書に従った対応を行う。市又は事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意をもって努力しなければならない。

(不可抗力に伴う協議等)

第96条 事業者は、本契約の締結後に、不可抗力により本契約に従って本件業務の全部又は一部について、履行することが不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を直ちに市に通知し、市は事業者と対応方法等につき協議するものとする。不可抗力の生じた日から60日以内に市と事業者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、市は、不可抗力への対応方法等（本件施設竣工予定日及び維持管理開始予定日の変更を含む。）を決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が履行不能となった場合には、以降の期日における当該業務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払いを免れる。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第97条 市及び事業者は、前条の不可抗力による本件業務の全部又は一部の履行不能があった場合においても、相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 前条の不可抗力により、本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合に、事業者は本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、以下の規定に従う。

(1) 施設整備業務に関して不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件施設用地に搬入済みの工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具にかかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス対価A（建設）（支払い済みのサービス対価A（建設）を除き、消費税及び地方消費税を含む。以下本号において同じ。）の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、不可抗力により事業者が増加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価A（建設）の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。その他の施設整備業務に関して不可抗力が生じた場合で、事業者が生じた本事業の実施にかかる増加費用及び損害は事業者の負担とする。

(2) 維持管理業務に関して不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B（維持管理初年度若しくは維持管理2年度に解除された場合は、維持管理初年度のサービス対価B（ただし、サービス対価Bの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額））。いずれも消費税等を含む。以下本号において同じ。）の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。前号ただし書は本号に同じく適用し、控除後の金額について、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B（維持管理初年度に解除された場合は維持管理初年度のサービ

ス対価B) の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。

- 3 前条第1項の協議結果又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲にかかる費用が減少するときは、市は当該減少に応じてサービス対価を減額するものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第98条 本契約の効力発生後における不可抗力により、第96条の規定にかかわらず、期限内に本契約の変更について合意が得られず、かつ、本契約の変更について(1)市が事業者による本契約の継続が不能又は著しく困難と判断した場合、又は(2)事業者が本契約の履行のために市が多大な費用を要し本事業を継続することが合理的でない判断した場合、市及び事業者は協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了する場合の措置は、本章第2節及び第3節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第97条の規定に従う。

第3節 法令の変更・不可抗力による解除の効力等

(法令の変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等)

第99条 施設整備期間中に第94条又は第98条の規定により本契約が解除された場合において本件施設の出来形部分が存在する場合の措置並びに本件施設の一部の引渡しを完了している場合の措置については、第89条第1項を準用する。ただし、鑑定方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、市及び事業者が折半して負担することとする。

- 2 施設整備期間に不可抗力により本契約が解除された場合であって、当該不可抗力により本件施設の出来形部分が損傷又は滅失した場合には、前項の買受代金に加え、市は、損傷又は滅失した部分の価額から当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金額を控除した金額のうち第97条に基づき市が負担すべき割合に相当する金額を負担する。
- 3 施設整備期間に第94条又は第98条の規定により本契約が解除された場合において、前2項の支払額とは別に事業者が施設整備業務を終了させるために要する合理的な費用があるときは、第94条の規定による解除の場合には第93条に従い、第98条の規定による解除の場合には第97条に従い、それぞれ市又は事業者が負担する。

(維持管理期間開始後の解除)

第100条 維持管理期間開始後に第94条又は第98条の規定により本契約が解除された場合において、市は、第90条第1項に定める金額を支払う。ただし、不可抗力により本件施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を本項に基づく支払金額から控除する。

- 2 維持管理期間開始後に第94条又は第98条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、市又は市の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。
- 3 解除に伴う契約終了前検査等に関する第86条第3項の規定は本条の場合にも適用する。ただし、法令の変更起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第93条に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第97条に従い、それぞれ市又は事業者が負担する。

第7章 第三者等に対する関係

(第三者の責めに帰すべき事由による本件施設の損害)

- 第101条 第55条に規定する本件施設の引渡しまでの間に、第三者の責めに帰すべき事由により本件施設（出来形を含む。以下本条において同じ。）に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行い、本件施設の引渡し後に、第三者の責めに帰すべき事由により当該本件施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、市の責任及び費用負担において行う。
- 2 前項に基づき事業者が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、事業者は、本件施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下本条において「施設の損害の状況等」という。）を市に通知しなければならない。
 - 3 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の施設の損害の状況等を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
 - 4 事業者は、前項の規定により施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた施設を本契約等に適合させるために要する費用（保険等によりてん補された部分を除く。）のうち第97条第2項に基づき市が負担すべき増加費用又は損害の負担を市に請求することができる。ただし、第三者による本件施設への損害が事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を事業者が負担するものとする。
 - 5 第1項に基づき市が第三者に対する損害賠償の請求を行う場合において、市が請求するときは、事業者は、市の請求に従い、本件施設の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を市に通知しなければならない。

第8章 知的財産権等

（特許権等の使用）

- 第102条 事業者は、本契約に定める債務の履行において、特許権等の知的所有権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、当該技術、資料等を使用すること又は第三者をして使用させることを市が指定し、かつ、事業者が当該知的所有権に関する権利処理の不備等につき故意・重過失のない場合は、この限りでない。

（設計図書等の著作権）

- 第103条 市は、設計図書等について、市の裁量により無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。ただし、事業者固有の技術等に関する事項を市が使用するに際しては、事業者と協議を行うものとする。
- 2 設計図書等、本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
 - 3 設計図書等、本件施設が著作権法第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利（著作権の譲渡及び承継の禁止、並びに著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に規定する権利の行使を含む。）に関して、事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。
 - (1) 設計図書等にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は本件業務の具体的な内容等を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りでない）。
 - (3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

(4) 本件施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること、その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。

(著作権等の侵害の防止)

第104条 事業者は、本件業務に関して作成又は調達設置する成果物及び関係書類（設計図書等及び本件施設を含む。以下同じ。）が第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを市に対して保証する。事業者は、前条第1項から第3項までに規定する市による設計図書等、本件施設の利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、市のために必要な許諾等を取得する。

2 事業者が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。ただし、かかる権利侵害が市の提案又は指示に従った結果生じたものであって、かつ、事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合は、この限りでない。

3 第三者の有する著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を合理的に負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用（弁護士費用を含む。）の全額を補償する。第2項ただし書は、本項に準用する。

(資料等の取扱い)

第105条 市は、事業者に対し、事業者による本件業務の遂行に必要な市の有する資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

2 事業者は、市から提供された本件業務に関する資料等を本件業務の遂行又は本契約に基づく債務の履行以外の用途に使用してはならない。

3 事業者は、市から提供された資料等を、本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で必要な範囲において、複製又は改変できる。

4 市から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で不要となった場合又は市から求められた場合には、事業者は、遅滞なくこれらを市に返還又は市の指示に従った処置を行う。

第9章 その他

(遅延損害金)

第106条 市又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した額の遅延損害金をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

(市による債務の履行)

第107条 本契約の締結後に、本契約の規定に従い市に新たな金銭債務の負担が生じた場合には、市は必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行する。

(事業年度)

第108条 事業者の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務書類の提出)

第109条 事業者は、本事業期間中、事業年度の最終日より3か月以内に財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。）を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類及び監査報告書を公開することができるものとする。

2 市は、前項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、堺市情報公開条例（平成2年条例第19号）その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。

3 市は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に事業者の財務状況を調査させることができる。

（暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約）

第110条 事業者は、自ら又は構成企業について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するもの（暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者。以下「暴力団準構成員」という。）であると認められること。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員又は暴力団準構成員が経営に実質的に関与していること。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員を利用していること。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 事業者は、構成企業以外の協力企業等についても、前項各号に該当しない者であることを確約する。

3 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 事業者又は構成企業が第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 本契約に係る構成企業以外の協力企業等との契約に当たって、その相手方が第1項第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該協力企業等と契約を締結したと認められるとき。

(3) 構成企業以外の協力企業等との契約に当たって、第1項各号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(4) 本契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市に報告せず、又は届け出なかったとき。

4 事業者は、前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、市と事業者の間で締結される本契約の契約金額の10分の1に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

5 本契約を解除した場合において、市は、第18条に規定する契約保証金を違約金に充当することができる。

6 市は、本条第3項の規定により本契約を解除した場合は、これにより事業者に生じた損害について、

何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 7 本条第3項の規定により本契約が解除された場合に伴う措置については、本契約の定めるところによる。
- 8 事業者は、本契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 自ら又は構成企業が、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 構成企業以外の協力企業等が、暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、事業者速やかに報告するよう当該協力企業等を指導すること。また、構成企業以外の協力企業等から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 9 市は、事業者が前項に違反した場合は、第110条の定めるところにより、適切な措置を行う。構成企業又は協力企業等が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密保持)

- 第111条 市及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、自己の役員、従業員、職員、代理人、コンサルタント、構成企業及び協力企業等、出資者、又は本件業務に関し事業者に出資する金融機関若しくはその代理人（以下、併せて「開示対象者」という。）以外の第三者に対し、当該情報を開示又は漏してはならない。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報
- 2 市及び事業者は、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 構成企業及び協力企業等による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
 - 4 事業者は、第1項により、開示対象者に対し秘密情報を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課す。当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合には、事業者は当該開示対象者と連帯して責任を負うものとする。
 - 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた開示対象者が当該秘密情報を目的外で使用する事のないよう適切な配慮をしなければならない。
 - 6 事業者は、本契約の事業期間開始後直ちに、構成企業及び協力企業等をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容の確認を含む。）を市に提出させなければならない。
 - 7 事業者は、前項の受託者が更に業務の一部を他の第三者に委託する場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、当該第三者をして秘密情報を漏らさない旨の誓約書（第5項の内容の確認を含む。）を事業者に提出させなければならない。
 - 8 事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を記録し、適切に保管しなければならない。
 - 9 市は、事業者に対して前項の保管場所の報告を求めることができ、事業者は市に対して速やかに報告しなければならない。なお、事業者は、その保管場所について、市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

(個人情報保護)

第112条 事業者は、本事業の業務を遂行するにあたり、別紙8「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事業者の解散)

第113条 事業者は、本契約等に基づく債務を全て履行した後でなければ、本事業期間の終了後も解散することはできない。ただし、市が事前に承諾した場合においては、この限りでない。

(本契約の変更)

第114条 本契約は、市及び事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

(協議)

第115条 市又は事業者は、本事業期間中必要と認める場合には、適宜、本契約又は本件業務に関連する事項につき、相手方当事者と誠実に協議の上、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第116条 本契約に関する紛争は、第一審について大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とし、市及び事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第117条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び事業者が信義誠実の原則に従い協議の上、これを定める。

用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

事業当事者及び関係者

- 「市」とは、堺市をいう。
- 「事業者」とは、株式会社[]をいう。本事業を遂行することを目的として落札者によって設立された会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立された新会社（特別目的会社）である。
- 「落札者」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定において落札者と決定された複数の企業によって構成されたグループ（代表企業である株式会社[]、その他の構成企業である[]、及び[]からなる）をいう。
- 「代表企業」とは、落札者を代表する企業をいう。
- 「構成企業」とは、落札者のうち事業者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けることにより、事業者に対する資本出資を行い、事業者から直接本件業務の全部又は一部の委託を受け、又は請け負う者をいう。
- 「協力企業」とは、構成企業から直接的に業務を受託・請負し、かつ事業者に出資しないものをいう。
- 「協力企業等」とは、協力企業及び協力企業から業務を受託・請負するものをいう。
- 「出資者」とは、事業者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けることにより、事業者に対する資本出資を行うものをいう。

事業契約関連及び全般

- 「本事業」とは、水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業をいう。
- 「事業契約」（本文中においては「本契約」という。）とは、本事業の実施に関し、市と事業者との間で締結される水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業に係る契約をいう。
- 「業務費用」とは、事業者が本件業務を遂行するについて合理的に必要となる費用をいう。
- 「サービス対価」とは、事業者の「本件業務」の遂行の対価として、市が事業者に対して支払う費用のことをいう。
- 「本契約等」とは、事業契約書、基本協定書、入札説明書、要求水準書、実施方針、入札説明書等に関する質問に対する回答及び提案書類を総称していう。
- 「事業計画書」とは、事業者が作成する、本件業務の実施体制、実施スケジュール等を記載した計画書をいう。
- 「本件業務」とは、事業者が本事業に関して本契約に基づき遂行する業務の全てを指していう。
- 「本件施設」とは、要求水準書に定める更新・新設対象設備を、文脈に応じて、個別に、又は総称していう。
- 「引渡予定日」とは、事業者が、市に対して完成した本件施設の引渡しを完了するべき日、又は本契約に基づいて変更された場合は当該変更された日を、文脈に応じて、個別に、又は総称していう。
- 「本件施設用地」とは、本件施設が存在する用地をいう。
- 「本件日程表」とは、別紙 3「事業日程表」をいう。
- 「本件工事」とは、本事業に関し設計図書に従った施設整備業務に基づく業務をいい、具体的内容は事業者の作成に係る「施工計画書」による。
- 「本事業期間」とは、本契約に基づき事業者が「本件業務」を行う期間であり、具体的には本契約の締結日から令和 26 年 3 月 31 日までの期間をいう。ただし、期間途中で本契約の解除若しくは解約に

よる終了又は延長された場合は、本契約の締結日から本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された日までの期間をいう。

- 「事業年度」とは、本事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。

事業者選定手続関連

- 「要求水準書」とは、本事業の実施に関して市が作成し、公表した入札説明書に添付された水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業要求水準書（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）及びこれらに付随する公表資料を総称して、又は個別に指している。
- 「入札説明書」とは、本事業の総合評価一般競争入札方式手続による民間事業者の選定に関し令和7年3月31日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
- 「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して市が作成し、公表又は配布した入札説明書、要求水準書及びこれらに付随する公表資料及び配布資料、並びにこれらに対する質問及び回答書、実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び回答集、技術対話に対する回答集、その他の関係公表資料及び配布資料の総称である。
- 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において市に提出した事業提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が本契約の締結時まで提出した一切の書類をいう。

施設整備業務（一般）関連

- 「施設整備業務」とは、「本事業」に関して、別紙2「対象業務の概要」に「施設整備業務」として規定する業務をいう。
- 「施工計画書」とは、事業者が作成する、建設業務、引渡し業務、その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務に関する計画書をいう。
- 「施設整備期間」とは、事業者が施設整備業務を行う期間であり、事業期間開始時から本件施設の引渡しの完了時までの期間をいう。

施設整備業務（設計）関連

- 「設計業務」とは、本契約、入札説明書等及び提案書類に基づいて実施される、本件施設の設計業務をいう。
- 「設計図書」とは、本件施設の設計業務報告書、設計図、設計計算書、数量計算書、工事費内訳書、工事施工計画書及びその他市が求める資料の総称である。
- 「完成図書」とは、本事業に関して、本契約等に規定する図書（電磁的記録を含む。）をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。
- 「設計者」とは、落札者のうち設計業務を担当する企業をいう。
- 「設計者等」とは、設計者及び本契約に基づき事業者から直接又は間接に設計業務の一部について委託を受けた設計者以外の者を個別に又は総称していう。

施設整備業務（建設業務等）関連

- 「工事開始前提出図書」とは、[工事着手届、現場代理人及び監理技術者届（経歴書及び資格者証を含む。）その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]
- 「施工時提出図書」とは、[施工報告書（月1回提出）、機器承諾書、主要資機材一覧表、主要工事

施工計画書その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]

- 「近隣住民」又は「近隣」とは、本件施設用地の近隣に住む市民及び近隣に通勤・通学する者のうち、本事業によって、その生活環境に影響を受けると合理的に認められる者をいう。
- 「工事記録」とは、建設業務等に関して事業者の作成する、試験記録、写真等の書類をいう。
- 「施工記録簿等」とは、本件工事に関する日々の進捗状況及び施工状況等を記録した書面を総称していう。
- 「工事開始（着工）予定日」とは、第 13 条において工事開始予定日として定義する日又は本契約に従い変更された日をいう。
- 「工期」とは、本件工事期間をいい、工事開始予定（着工）日から竣工（完工）日までの期間をいう。
- 「総合施工計画書」とは、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書をいう。
- 「施工体制台帳」とは、建設業法第 24 条の 7 第 1 項に基づき作成されることを要する書面をいう。
- 「本件施設竣工予定日」とは、本件施設の竣工予定日をいう。
- 「本件施設竣工日」とは、本件施設について、事業者が市から第 54 条に定める竣工確認通知書を受領した日をいう。
- 「引渡し」とは、事業者から市に対して、建設された本件施設の占有を引渡し、又は担保権その他の制限物権等の負担のない完全な所有権を市に移転し、若しくはその両者を行うことをいう。

維持管理業務関連

- 「維持管理開始日」とは、本事業の維持管理業務が開始される日をいう。
- 「維持管理開始予定日」とは、令和 9 年[4]月に属する日又は本契約に従い変更された場合には、その変更後の日をいう。
- 「維持管理期間」とは、本契約に基づき事業者が本事業の維持管理業務を行う期間であり、維持管理開始日から、令和 26 年 3 月 31 日又は期間途中で本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された期間の終了までの期間をいう。
- 「業務仕様書等」とは、要求水準書に規定する業務計画書、マニュアル及びモニタリング計画書をいう。
- 「維持管理初年度」とは、維持管理開始日から直後の 3 月 31 日までの期間をいう。ただし、維持管理開始日以前においては、本契約の締結日における維持管理開始予定日から直後の 3 月 31 日までの期間をいう。
- 「維持管理業務報告書」とは、維持管理業務の結果を記録するために作成される報告書を総称して、又は個別にいい、日報、月報、四半期業務報告書及び年次業務報告書を含む。
- 「維持管理業務に係る対価」とは、別紙 4-1「サービス対価の基本的な考え方」に規定する維持管理業務に係る対価を意味する。
- 「維持管理業務」とは、本事業に関して、別紙 2「対象業務の概要」に規定する業務をいう。
- 「補修」とは、汎用部品や消耗交換部品を用いて、現場で対応可能な範囲で、部分的に劣化した部位、部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- 「修繕」とは、劣化した部位、部材又は機器等の性能及び機能を新しい物に取り替えることにより、性能及び機能を維持できる状態まで回復させることをいう。
- 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

その他

- 「不可抗力」とは、天災等で市及び事業者双方の責に帰すことができないものであり、かつ回避ができないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

- 「法令」とは、本事業に関連して適用のある法律、命令（政令・省令）、条例、規則及びこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令、仲裁裁判、その他公的機関の定める全ての規定、判断及び措置等をいう。
- 「法令変更」とは、法令の新設、改正及び廃止をいう。

対象業務の概要

施設整備業務

以下に整備に係る設計業務及び建設業務をいう。

- ア 配水管理センター（水運用管理システム）整備
- イ 配水管理センター（受変電設備）整備
- ウ 菅生配水池（配水場化）整備
- エ 菅生配水池（配水能力増強）整備
- オ 浅香山配水場整備
- カ 桃山台配水場整備
- キ 岩室配水場整備
- ク 岩室高地配水場整備
- ケ 陶器配水場整備
- コ 東山制御所整備
- サ 水質モニター整備

維持管理業務

以下に掲げる業務をいう。

- ア 運転管理業務
- イ 配水施設巡視点検業務
- ウ 保守点検業務（更新・新設対象設備）
- エ 保守点検業務（更新・新設対象外設備）
- オ 自家用電気工作物保安管理業務
- カ 引継ぎ業務

事業日程表

本事業の実施の日程は、次のとおりとする。

事業期間 本契約の締結日～令和 26 年 3 月 31 日

- (1) 施設整備期間 令和 8 年 2 月～令和 14 年 3 月
- ア) 本件施設工事開始（着工）予定日（※） 令和●年●月●日
- イ) 本件施設引渡予定日（※）
- ① 配水管理センター
- 水運用管理システム（監視対象施設含む） : 令和 11 年●月●日
- 受変電設備 : 令和 14 年●月●日
- ② 菅生配水池
- 配水場化整備 : 令和 11 年●月●日
- 配水能力増強整備 : 令和 12 年●月●日
- ③ 浅香山配水場 : 令和 12 年●月●日
- ④ 桃山台配水場 : 令和 12 年●月●日
- ⑤ 岩室配水場 : 令和 13 年●月●日
- ⑥ 岩室高地配水場 : 令和 13 年●月●日
- ⑦ 陶器配水場 : 令和 14 年●月●日
- ⑧ 東山制御所 : 令和 14 年●月●日
- ⑨ 水質モニター : 令和 13 年●月●日
- (2) 維持管理期間 令和 9 年 4 月～令和 26 年 3 月
- ① 運転管理・巡視点検
令和 9 年度から令和 25 年度
- ② 更新・新設対象設備の保守点検等
水運用管理システムは令和 11 年度から令和 25 年度
その他対象設備は引渡しから令和 25 年度
- ③ 更新・新設対象外設備の保守点検等
令和 9 年度から令和 25 年度

※施設整備期間の各日程は、事業者の提案に基づき記載する。

サービス対価の基本的な考え方

1. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。なお、サービス対価 A の施設整備費は、設計業務の対価であるサービス対価 A（設計）及び建設業務の対価であるサービス対価 A（建設）で構成される。

表 サービス対価の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
サービス対価 A	施設整備費	① 配水管理センター 水運用管理システム（監視対象施設含む。） 受変電設備 ② 菅生配水池 配水場化設備 配水能力増強設備 ③ 浅香山配水場 ④ 桃山台配水場 ⑤ 岩室配水場 ⑥ 岩室高池配水場 ⑦ 陶器配水場 ⑧ 東山制御所 ⑨ 水質モニター
サービス対価 B	維持管理業務費	① 運転管理業務 ② 配水施設巡視点検業務 ③ 保守点検業務（更新・新規対象設備） ④ 保守点検業務（更新・新設対象外設備） ⑤ 自家用電気工作物保安管理業務 ⑥ 引継ぎ業務
	その他費用	特別目的会社の設立費用、特別目的会社の運営費用

2. 支払いの算定方法及び支払額

(1) 事業者は、本契約に定める設計の確認、竣工確認又はモニタリングに合格したときは、書面によりサービス対価の支払いを請求することができる。

(2) サービス対価 A

市は、施設整備業務にかかる対価として、別紙 4-2 に記載するサービス対価 A を、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(3) サービス対価 B

市は、維持管理業務にかかる対価として、別紙 4-2 に記載するサービス対価 B を、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

表 支払対象期間及び支払期限（サービス対価 B）

支払期	支払対象期間	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日	請求書受理後 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日	

3. サービス対価の改定

(1) サービス対価 A

ア 改定の対象となる費用は、設計業務及び建設業務に直接に必要な経費とする。

イ 市又は事業者は、施設整備期間内で本契約の効力発生日から 12 か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価 A が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価 A の改定を請求することができる。なお、物価水準の変動による場合は、変動の基準となる指標として、「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」の大阪の指数における「電気機械」を適用するものとする。また、サービス対価 A の改定の請求は、ウの規定により 1000 分の 15 を超える指数の変動が確認された日より、1 か月以内かつ、本件施設の引渡しの 3 か月前までに書面により行わなければならない。

ウ 市又は事業者は、イの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価 A から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価 A 及び既払の前払金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、サービス対価 A の改定に応じなければならない。なお、サービス対価 A の改定は、入札日が属する月に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から 12 か月を経過した後に確定している指数の変動が 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価 A は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〈物価上昇の場合〉

$$\text{変動前残工事代金額} \times \{ (1 + \text{物価変動率}) - 0.015 \}$$

〈物価下落の場合〉

$$\text{変動前残工事代金額} \times \{ (1 + \text{物価変動率}) + 0.015 \}$$

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

$$\alpha : (\text{改定の条件を満たす指数}) / (\text{入札日が属する月に確定している指数})$$

なお、変動前残工事代金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。

エ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、イに定める指数等やウの規定に基づき市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

オ イの規定による請求は、本規定によりサービス対価 A の改定を行った後再度行うことができ

る。この場合においては、イの規定中、「本契約の効力発生日」とあるのは、「直前の本別紙に基づきサービス対価 A の金額改定の基準とした日」とするものとする。

カ エの協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者へ通知しなければならない。ただし、市がイの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

キ 改定後のサービス対価 A は 1 円未満を切り捨てるものとする。

(2) サービス対価 B

維持管理業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価 B の改定を相手方に対して請求できるものとする。なお、改定後のサービス対価 B は 1 円未満を切り捨てるものとする。

令和 8 年度の改定に当たっては、本契約に定めたサービス対価を基準額とし、次頁「サービス対価 B の改定の指標」の年間平均値（前年 10 月から当年 9 月までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値）に基づき令和 9 年度のサービス対価を確定する。改定したサービス対価に反映した改定率は翌年度以降のサービス対価にも反映させる。

なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、本契約締結時のサービス対価と比べて 3 ポイントを超える変動が認められる場合に改定を請求できる。

計算式は以下のとおり。

$$\text{令和 8 年度改訂後の支払額} : \text{AP}② = \text{AP}① \times (\text{CSPI}④ / \text{CSPI}③)$$

AP① = 本契約締結時のサービス対価

AP② = 改訂後のサービス対価

CSPI③ = 本契約締結日が属する年度の「企業向けサービス価格指数」

CSPI④ = 令和 7 年度の「企業向けサービス価格指数」

ここで、CSPI③及び CSPI④は以下のとおりである。

本契約締結日が属する年度の「企業向けサービス価格指数」：令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値

令和 7 年度の「企業向けサービス価格指数」：令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値（令和 8 年度以降も同様の考え方とする）

なお、令和 8 年度改定後の支払額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。

令和 9 年度以降の改定に当たっては、前回改定が行われた後のサービス対価を基準額とし、次頁「サービス対価 B の改定の指標」の年間平均値（前年 10 月から当年 9 月までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値）に基づき翌年度のサービス対価を確定する。改定したサービス対価に反映した改定率は翌年度以降のサービス対価にも反映させる。

なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 3 ポイントを超える変動が認められる場合に改定を請求できる。

計算式は以下のとおり。

$$\text{改定後の支払額} : \text{AP}_t = \text{AP}_x \times (\text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_{x-1})$$

AP_t = t 年度でのサービス対価

AP_x = 前回改定年度でのサービス対価

CSPI_t = t 年度の「企業向けサービス価格指数」

CSPI_x = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」

なお、改定後の支払額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。

表 サービス対価 B の改定の指標

区分	指標
サービス対価 B	企業向けサービス価格指数「その他の技術サービス」 (日本銀行調査統計局)

サービス対価の支払額及びスケジュール

サービス対価の支払額は以下のとおりとする。（提案により記入する。）

1. サービス対価 A（詳細な支払いスケジュールと支払予定額については、事業者提案を基に協議の上作成する。）
2. サービス対価 B（詳細な支払いスケジュールと支払予定額については、事業者提案を基に協議の上作成する。）

付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

1. 引渡し前に付す保険

ア 建設工事保険（又は類似の機能を有する保険等を含む。以下同じ。）

- (ア) 保険契約者 : 事業者、構成企業又は協力企業等
- (イ) 被保険者 : 事業者、構成企業及び協力企業等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市
- (ロ) 保険の対象 : 本契約の対象となっている全ての工事
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始（着工）予定日を始期とし、本件施設の最後の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 本件施設の建設工事費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
- (ホ) 補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
- (ヘ) 付記事項 : 1) 事業者、構成企業、協力企業等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。
2) 事業者、構成企業、協力企業等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

イ 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する保険等を含む。以下同じ。）

- (ア) 保険契約者 : 事業者、構成企業又は協力企業等
- (イ) 被保険者 : 事業者、構成企業及び協力企業等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市
- (ロ) 保険の対象 : 事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保
- (ハ) 保険の期間 : 工事開始（着工）予定日を始期とし、本件施設の最後の引渡日を終期とする。
- (ニ) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (ホ) 付記事項 : 1) 事業者、構成企業、協力企業等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。
2) 事業者、構成企業、協力企業等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
3) 事業者、構成企業、協力企業等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2. 維持管理業務に付す保険

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する保険等を含む。以下同じ。）

- (7) 保険契約者 : 事業者、構成企業又は協力企業等
- (4) 被保険者 : 事業者、構成企業、協力企業等及び市
- (9) 保険の対象 : 本件施設の使用、維持管理の欠陥に起因して派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保
- (5) 保険の期間 : 維持管理開始日から維持管理業務の終了日までとする。
- (6) 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- (8) 付記事項 :
 - 1) 事業者、構成企業、協力企業等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。
 - 2) 事業者、構成企業、協力企業等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
 - 3) 事業者、構成企業、協力企業等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

3. その他の保険

前記各保険以外に、提案書類において事業者により付保することとされた保険については、原則として提案書類に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

目的物引渡書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

事業者 住 所
氏 名
代表者

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業における事業契約書第 55 条の規定に基づき、下記の物件を引き渡します。

記

事業名	
事業場所	
施設名称	
引渡年月日	

モニタリング及びサービス対価の減額等について

1 モニタリングの基本的な考え方

1.1 モニタリングの目的

市は、事業期間中、事業の実施状況について、モニタリングを実施し、事業者が事業契約書、基本協定書、入札説明書、要求水準書、実施方針、入札説明書等に関する質問に対する回答及び提案書類（以下「本契約等」という。）に定められた内容を満たしていることを確認する。

モニタリングの結果、事業者の責めに帰す事由により、事業者が提供するサービスが本契約等に定められた内容を達成していない、又は達成されない恐れがあると判断した場合市は本契約等に定められた内容を満たすよう事業者には是正を求め、ペナルティポイントを計上し、サービス対価の減額を行う。その後も、市が求める是正が確認されない場合には、市は事業契約を解除することができる。

1.2 モニタリングの方法

1.2.1 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、自らが作成したセルフモニタリング実施計画に基づき、本契約等に定められた内容の履行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を市に書類及び電子記録媒体等を用いて報告する。

a)セルフモニタリング実施計画

事業者はセルフモニタリング実施計画（案）を作成し、市に提案し、市と協議及び調整を行った結果を踏まえ、市の承認を得てセルフモニタリング実施計画として策定する。事業者は、セルフモニタリング実施計画を変更する場合、市の承認を得るものとする。

なお、記載内容は提案とするが、以下の内容は網羅すること。

- ・セルフモニタリングに関する全体方針、実施体制、体制図、責任者
- ・本契約等に定められた内容の達成の確認に関する実施方法（セルフモニタリング確認項目、確認方法、頻度、確認者等の一覧表等）、フロー図
- ・事業の進捗管理に関する実施方法、フロー図
- ・本契約等に定められた内容未達時に関する対応の実施方法、フロー図
- ・提案事項に関する達成指標

1.2.2 市によるモニタリング

市は、事業者によるセルフモニタリングの結果報告を受け、モニタリング実施計画に基づき、書面又は関係者協議会（以下「会議」という。）等にてモニタリングを行う。なお、市が必要と判断した場合は、現場確認を行う場合がある。

a)モニタリング実施計画

市は、事業者から提出されるセルフモニタリング実施計画書を踏まえ、モニタリング実施計画を作成する。

なお、市は、以下の事由により、モニタリング実施計画を変更する、又は事業者に対してセルフモニタリング実施計画の変更を指示する場合がある。

- ・事業契約書が変更された場合
- ・要求水準書が変更された場合
- ・セルフモニタリング実施計画が変更された場合

- ・関係法令等が改正された場合
- ・本契約等に定められた内容の未達の発生により市が見直しを必要と判断した場合
- ・その他、市が必要と認めた場合

1.3 モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに要する費用は、市が負担する。

事業者が実施するセルフモニタリングに要する費用は、事業者が負担する。

なお、市が実施するモニタリングに対応するため、事業者に資料の提出等を求める場合は、当該資料提出にかかる費用は事業者が負担する。

1.4 モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を市ホームページへの掲載等により公表する。

2 設計業務及び建設業務のモニタリング

2.1 モニタリングの確認方法

2.1.1 書類による確認

①設計業務のモニタリング

事業者は、設計業務に関する本契約等に定められた内容の履行状況を自ら確認の上、表1に示す書類を市に提出して確認を受ける。また、市が必要と判断する書類についても、市に提出して確認を受ける。

表1 設計業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	セルフモニタリング実施計画（設計業務）	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
2	設計図書リスト	図書毎の提出日等を示したもの
3	設計図書	工事を実施するために必要な図書で、設計の内容を示したもの
4	セルフモニタリング報告書（設計業務）	設計業務に係るセルフモニタリング結果の報告書
5	その他	本契約等に示される書類、事業者の提案によるもの、市が必要と判断するもの

②建設業務のモニタリング

事業者は、建設業務に関する本契約等に定められた内容の履行状況を自ら確認の上、表2に示す書類を市に提出して確認を受ける。また、市が必要と判断する書類についても、市に提出して確認を受ける。

表2 建設業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	セルフモニタリング実施計画（建設業務）	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
2	施工計画書	建設業務で実際に施工する内容を具体的に示した書類
3	監理技術者資格者証	監理技術者の設置に係る事実確認を証する書類
4	工事工程表	工事の工程を示したもの
5	竣工検査等の結果	事業者が実施する竣工検査や試運転等の結果
6	竣工確認必要書類	市が実施する竣工確認に必要な書類
7	完成図書	引渡し時に必要な書類
8	工事監理記録簿	事業者が行う工事監理の記録
9	セルフモニタリング報告書（建設業務）	建設業務に係るセルフモニタリング結果の報告書
10	その他	本契約等示される書類、事業者の提案によるもの、市が必要と判断するもの

2.1.2 会議による確認

市と事業者は、表3に示す会議を設置する。市は、これらの会議の開催を通じて、本契約等に定められた内容の履行状況及び課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。市又は事業者が必要と認める場合は、市と事業者は、以下の会議によらず、随時、別途会議を設けるものとする。

事業者は、会議のほか、市がモニタリングについての説明等を行う場合は、市に必要な協力を行うものとする。

表3 会議による確認

会議名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月の本契約等に定められた内容の履行状況の報告・確認を行う会議

2.1.3 現場確認

市は、書類及び会議における確認の結果、市が必要と判断した場合、又は事業者が現場確認を要請し、市が認めた場合は現場確認を行う。

事業者は、市の現場確認に必要な協力を行う。

2.2 本契約等に定められた内容を満たしていないことが確認された場合等の措置

2.2.1 是正要求

(ア) 是正計画の作成・確認

市は、設計業務及び建設業務が本契約等に定められた内容を満たしていないと確認された場合には、

事業者に対し直ちに適切な是正措置を行うよう要求し、事業者には是正計画の提出を求める。事業者は、定められた期間内に是正策、是正期限等を記載した是正計画を市へ提出し、承認を得る。

市は、事業者が提出した是正計画の内容が、本契約等に定められた内容を満たしていない状態を是正することが可能なものであることが認められない場合には、是正計画の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 是正措置の実施

事業者は、市の承認を得た是正計画に基づき、直ちに是正措置を実施し、市に報告する。市は、是正期限を過ぎた後も、是正を確認することができない場合には、再度、是正要求を行うことができる。

2.2.2 契約解除等

市は、事業者の責めに帰すべき事由に起因して本件施設の引渡しが遅延した場合には、事業者に遅延損害金の支払いを求める。また、市は、上記（イ）の再度の是正要求を行った後も、是正が確認できない場合には、契約の解除の措置を行うことができる。

3 維持管理業務のモニタリング

3.1 モニタリングの確認方法

3.1.1 書類による確認

事業者は、維持管理業務に関する本契約等に定められた内容の履行状況を自ら確認の上、表4に示す書類を市に提出して確認を受ける。また、市が必要と判断する書類についても、市に提出して確認を受ける。

表4 維持管理業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	セルフモニタリング実施計画 (維持管理業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
2	業務計画書	維持管理業務の内容について示したもの
4	維持管理業務報告書	実施した維持管理業務報告書
7	日報、月報、年報等	運転管理業務の帳票書類
8	セルフモニタリング結果報告書 (維持管理業務)	維持管理業務に係るセルフモニタリング報告書
10	その他	本契約等に示される書類、事業者の提案によるもの、市が必要と判断するもの

3.1.2 会議による確認

市と事業者は、表5に示す会議を設置する。市は、これらの会議の開催を通じて、業務の本契約等に定められた内容の履行状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

市又は事業者が必要と認める場合は、市と事業者は、以下の会議によらず、随時、別途会議を設けるものとする。

事業者は、会議のほか、市がモニタリングについての説明等を行う場合、市に必要な協力を行うも

のとする。

表5 会議による確認

会議名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月定期的に業務の遂行状況等の報告・確認を行う会議

3.2 モニタリングの実施方法

3.2.1 日常モニタリング

日常モニタリングにおける事業者及び市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表6 日常モニタリング

事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果に基づき、業務報告書（日報）を作成する。 ・業務報告書（日報）を市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（日報）の内容を確認する。

3.2.2 定期モニタリング

定期モニタリングにおける事業者及び市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表7 定期モニタリング

事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（日報）及びその他の報告事項を取りまとめ、業務報告書（月報及び年報）等を作成する。 ・業務報告書（月報及び年報）等を市へ提出する。 ・モニタリング結果の公表について、市へ協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知（通知までの日数は、市と事業者で協議の上決定）する。 ・モニタリング結果について対外的に公表する。

3.2.3 臨時モニタリング

臨時モニタリングにおける事業者及び市の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表8 臨時モニタリング

事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、市からの説明要求の対応を行う。 ・適宜、現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期モニタリングの他に、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求

	及び現場立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。
--	---

3.3 本契約等に定められた内容を満たしていないことが確認された場合等の措置

3.3.1 基本的な考え方

市は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本契約等に定められた内容を満たしていないことが確認された場合（以下「違反行為」という。）は、事業者に対し、是正要求（是正指導等）を行い、サービス対価の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。

3.3.2 是正レベルの認定

市は、違反行為に対して、是正レベルを認定し、事業者に通知するとともに、市と事業者は是正に向けた協議を開始する。

是正レベルは、以下のとおりとする。

表9 是正レベルの認定

是正レベル	内容
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ● 要求水準を上回るが、提案水準を達成できない場合 ● 本契約等に定められた内容において、下記に示す軽微な違反等の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・故意ではなく、水運用に影響がない事象（提出書類の不備、市への連絡不備等）
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ● 本契約等に定められた内容を達成できないが、水運用に問題ない場合 ● 市への連絡を故意に行わない場合 ● 提出書類を市の事前の承認を得ないで変更した場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ● 本契約等に定められた内容を達成できないが、水運用に問題はない場合において、本契約等に定められた内容の達成への是正に迅速に対応しない場合 ● 本契約等に定められた内容を達成できず、水運用に問題がある場合 ● 事業者の安全措置の不備による人身事故が発生した場合 ● 提出書類に重大な虚偽記載があった場合 ● 市からの指導・指示に従わない場合
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令に違反した場合

3.3.3 未達に対する具体的な措置

市は、モニタリングの結果、本契約等に定められた内容が未達となった場合、以下の措置を行うものとする。なお、以下の措置は書面にて行う。

(ア) 是正指導

市は、是正レベル1に該当すると認定した場合、事業者に対して、当該状況の是正を行うよう是正指導を与えるものとする。

事業者は、市から是正指導を受けた場合、速やかに是正措置を行うこととする。

(イ) 是正勧告

市は、上記（ア）の是正が行われていると認められない場合、又は是正レベル2に該当すると認定

した場合、事業者に対して、当該状況の是正勧告を行うものとする。

事業者は、市から是正勧告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。事業者は、当該計画に基づき、是正措置を行うこととする。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は事業者の是正勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

(ウ) 是正警告

市は、上記(イ)の是正が行われていると認められない場合、又は是正レベル3に該当すると認定した場合、事業者に対して、是正警告を行うものとする。

事業者は、市から是正警告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。事業者は、当該計画に基づき是正措置を行うこととする。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は事業者の是正警告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

(エ) 是正命令

市は、上記(ウ)の是正が行われていると認められない場合、又は是正レベル4に該当すると認定した場合、事業者に対して、是正命令を行うものとする。この場合、市は、事業者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

事業者は、市から是正命令を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。事業者は、当該計画に基づき是正措置を行うこととする。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は事業者の是正命令への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

(カ) 維持管理業務を担う者の変更

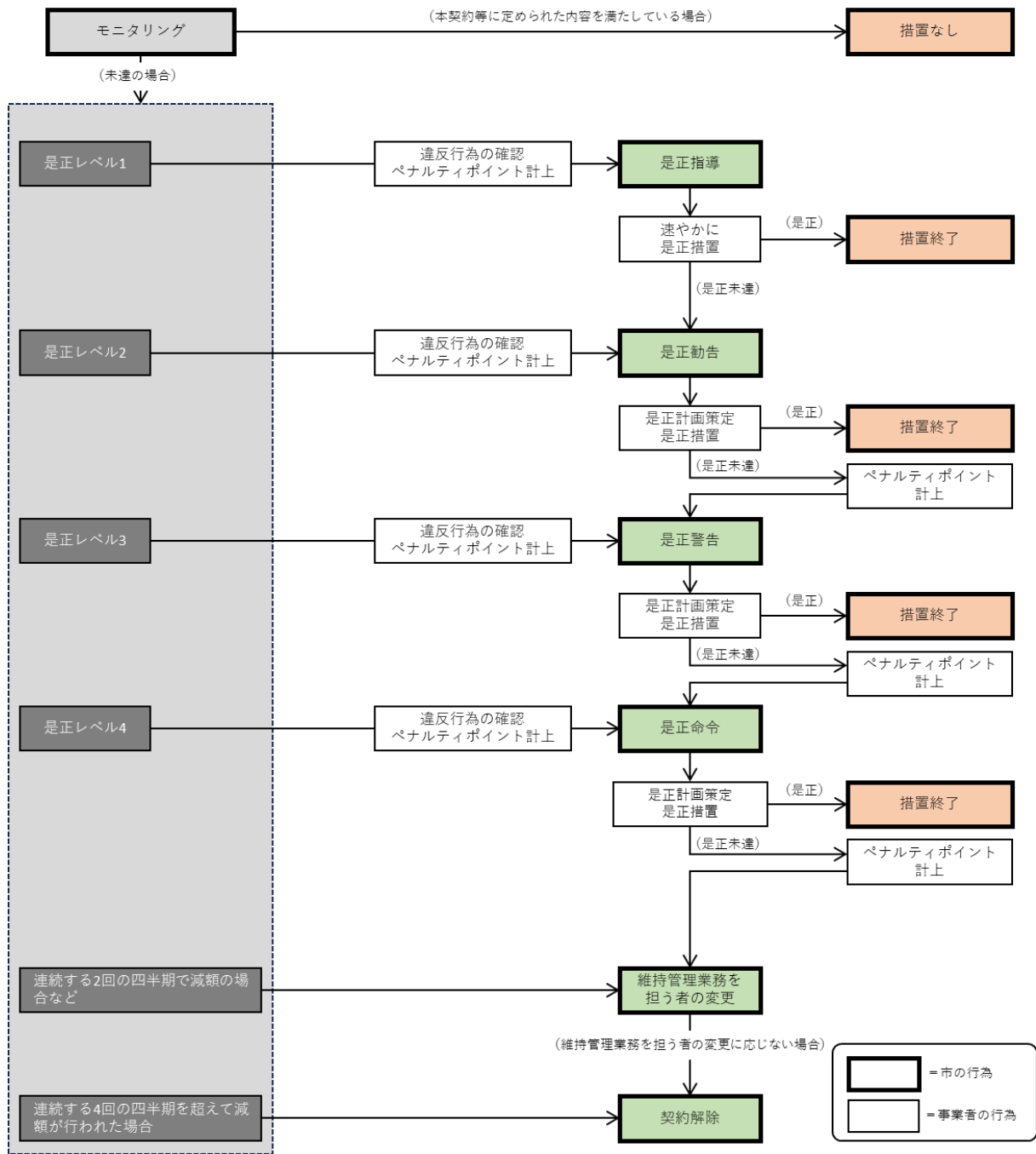
市は、事業者が行う維持管理業務の結果が以下のいずれかに該当する場合は、維持管理業務の実施を担う者の変更を事業者に請求することができる。

- ・市の是正命令によっても、是正が確認できなかった場合
- ・連続する2回の四半期において各5%以上の減額が行われた場合

なお、サービス対価の支払い対象期間の途中で維持管理業務を行う者を変更した場合であっても、当該期間中のペナルティポイントの計上は継続し、合計したペナルティポイントに応じて支払いの減額又は留保の措置を行う。

(キ) 契約解除

連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を担う者の変更に応じない場合は、市は事業者に通知することにより、通知の日から起算して6カ月以内に本契約を解除することができる。



3.4 減額措置

3.4.1 基本的な考え方

市は、違反行為に対して、サービス対価を減額する。サービス対価の減額は、ペナルティポイントの累計に応じて行われ、ペナルティポイントは、次の考え方を基本として表 10 により算定する。

- ・市が違反行為を確認した時点でペナルティポイントを科す。
- ・市が是正の指導等を出したにもかかわらず、是正されない場合にはさらに重いペナルティポイントを科す。
- ・同じ違反行為を繰り返した場合には、重いペナルティポイントを科す。
- ・違反の程度が軽い場合（ペナルティポイントが 5P 以下）には減額せず、サービス対価の支払いを留保することがある。

3.4.2 ペナルティポイントの計上

市は、違反行為に対して、次表に基づいたペナルティポイントを計上する。

なお、違反行為が発生した場合で、その事象と同種の事象（同種の判定は協議で決定する）が、発生時点から起算して過去 1 年間以内に起こっていた場合、ペナルティポイントは、下記の表に記載した各ペナルティポイントを 2 倍し、計上する。

表 10 ペナルティポイントの計上

レベル	違反行為の確認	是正勧告後、是正が認められないと判断した場合	是正警告後、是正が認められないと判断した場合	是正命令後、是正が認められないと判断した場合
1	1P	2P	3P	4P
2	2P	4P	6P	8P
3	6P	—	12P	16P
4	7P	—	—	32P

※算定例：レベル 2 の違反行為を確認したが、是正勧告後に是正措置した場合は 2P になる。是正が確認できず、是正警告後に是正が確認できた場合は 4P になる。他事例は末尾に示す。

※ペナルティポイントは月単位で小計し、四半期の合計で支払い額を減額する。

※ペナルティポイントは四半期毎での計算とする。

※同種の事象の発生時点から過去 1 年以内に、繰り返し同種の事象が発生しても 2 倍以上の計上はしない。

3.4.3 サービス対価の減額又は留保

市は、モニタリングの結果を踏まえ、当月のペナルティポイントを確定する。市のモニタリングが終了しペナルティポイントがある場合は、受注者にペナルティポイントを通知する。

サービス対価の支払に際しては、3 か月分のペナルティポイントの合計を計算し、表 11 に従いサービス対価を減額するか又は是正が確認できるまで留保する。留保する場合には、翌四半期の支払い月のサービス対価の支払額を受注者に通知する。

次回の支払までの間に是正が確認できた場合は、サービス対価の留保は行わない。

なお、留保した場合の支払は、発注者が是正を確認した後、直近で支払われるサービス対価に加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

表 11 サービス対価の減額又は留保

3 か月の ペナルティポイント合計	減額又は留保	サービス対価の減額 又は留保の割合
6P 以上	減額	1 ポイントにつき、0.1%
1～5P	留保	1 ポイントにつき、0.1%

3.4.4 ボーナスポイントによる相殺

事業者が提案した水準を超えて、堺市水道事業又は堺市民に多大な貢献をした場合、市は事業者にはボーナスポイントを与えることができる。ボーナスポイントは四半期毎に付与し、サービス対価の減額と同様の計算（1 ポイントにつき、0.1%）で計算された額について、当該四半期で累計されたペナルティポイントにより計算された減額分と相殺することができる。ボーナスポイントを付与する場合において、違反行為自体は相殺されない。なお、ボーナスポイントは当該四半期を超えて持ち越さない。

ボーナスポイントの付与は、貢献度合いに応じて市が決定する。

3.4.5 ペナルティポイントを計上しない場合

減額の対象となる是正レベル1からレベル4の状態が認められたとしても、明らかに事業者の責めに帰さない事由による場合は、ペナルティポイントを計上しない。

3.4.6 サービス対価の支払後に減額が判明した場合の対応

サービス対価の支払後に、業務報告書に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、市は、本来支払うべきサービス対価を計算し直し、既に事業者には支払った額との差額を次回支払うサービス対価から差し引く。また事業期間の最終年度の支払後に減額が生じた場合は、事業者はその減額分のサービス対価を市に返還する。

この場合、本来支払うべきサービス対価と既に事業者には支払った額との差額について、市が事業者には支払った日から、発注者が差額を差し引くまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（1年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。

【算定例1】

事業者から提出される書類の不備が多く、市が事業者に「是正指導」を与えた。その後、事業者は是正計画を作成し是正措置を履行し、是正されたため「是正指導」を与えた事項については是正されたものと認めた。※違反の程度が軽い場合（ペナルティポイントが5P以下）には減額せず、サービス対価の支払いを留保することがある。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	提出書類の不備（レベル1）	1P
是正指導	是正措置が完了	—
是正勧告	—	—
是正警告	—	—
是正命令	—	—
計	—	1P

減額金額の算定

項目		内容
ペナルティポイントの合計	①	1P
減額割合	②	0.1%
四半期のサービス対価（仮）	③	30,000,000円/四半期
減額金額	④=①×②×③	30,000円

【算定例2】

保守点検等の不備により、更新・新設対象設備が故障（性能及び機能を維持できない）したが、水運用に問題はなかったため、市が事業者に「是正勧告」を与えた。その後、事業者は是正計画を作成し是正措置を履行し、是正されたため「是正勧告」を与えた事項については是正されたものと認めた。しかし、翌月（同四半期）に同種の事象が発生したため、再び、市が事業者に「是正勧告」を与えた。その後、事業者は是正計画を作成し是正措置を履行し、是正されたため「是正勧告」を与えた事項については是正されたものと認めた。さらに、翌月（同四半期）にも同様の対応が発生した。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	更新・新設対象設備が故障（レベル2）	2P
是正指導	—	—
是正勧告	是正措置が完了	—
是正警告	—	—
是正命令	—	—
計	—	2P

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認 (2回目)	更新・新設対象設備が故障 (レベル2)	4P
是正指導	—	—
是正勧告	是正措置が完了	—
是正警告	—	—
是正命令	—	—
計	—	4P

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認 (3回目)	更新・新設対象設備が故障 (レベル2)	4P
是正指導	—	—
是正勧告	是正措置が完了	—
是正警告	—	—
是正命令	—	—
計	—	4P

※同種の事象は3回目であるが、2回目のさらに2倍とはしない。

減額金額の算定

項目		内容
ペナルティポイントの合計	①	10P
減額割合	②	0.1%
四半期のサービス対価 (仮)	③	30,000,000 円/四半期
減額金額	④=①×②×③	300,000 円

【算定例3】

保守点検等の不備により、更新・新設対象設備の1台が故障（性能及び機能を維持できない）し、水運用に問題がなかったものの、迅速に故障対応をせず、予備機のない状態で水運用する状態が続いたため、市が事業者に「是正警告」を与えた。その後、事業者は是正計画を作成し是正措置を履行したものの、是正されなかったため、市が事業者に「是正命令」を与えた。その後、事業者は是正計画を作成し是正措置を履行し、是正されたため「是正命令」を与えた事項については是正されたものと認めた。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	更新・新設対象設備が故障 (レベル3)	—
是正指導	—	—
是正勧告	—	—
是正警告	—	—
是正命令	是正措置が完了	12P
計	—	12P

減額金額の算定

項目		内容
ペナルティポイントの合計	①	12P
減額割合	②	0.1%
四半期のサービス対価（仮）	③	30,000,000 円/四半期
減額金額	④=①×②×③	320,000 円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 事業者は、本件業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成 14 年堺市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 事業者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第 3 事業者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 事業者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第 56 条及び第 57 条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第 60 条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 事業者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第 56 条及び第 57 条の違反行為をしたときは、条例第 61 条により、事業者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第 4 事業者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 5 事業者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、市が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合又は市が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

第 6 事業者は、本件業務を処理するために市から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又は本契約が終了し、若しくは解除されたときは、市の指定した方法

により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

- 2 事業者は、個人情報の消去又は廃棄に際して市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 事業者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で市に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 7 事業者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他市が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、市が事前に承諾した場合に限り、事業者は、個人情報取扱事務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、事業者は、再委託先に対し、事業者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により、個人情報取扱事務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で市に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第 8 事業者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 9 事業者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第 10 事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに市に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第 11 事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 12 市は、事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、本契約を解除することができる。

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担	
				市	事業者
共通	構想・計画リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
	入札説明書類リスク	2	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	許認可リスク	3	市の事由による許認可等取得遅延	○	
		4	上記以外の許認可等取得遅延		○
	法令変更リスク	5	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
		6	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
	消費税変更リスク	7	サービス対価にかかる消費税の変更によるもの	○	
		8	上記以外の消費税の変更によるもの		○
	税制変更リスク	9	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
		10	上記以外の税制度の変更によるもの		○
	住民対応リスク	11	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因する住民対応		○
		12	上記以外の住民対応	○	
	環境リスク	13	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因する環境の悪化		○
		14	上記以外の環境の悪化	○	
	第三者賠償リスク	15	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因する事故によるもの		○
		16	上記以外の事故によるもの	○	
	資金調達リスク	17	事業者の資金調達に関するもの		○
		18	市の資金調達に関するもの	○	
	物価変動リスク	19	本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減（本契約に定める範囲内）		○
		20	本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減（本契約に定める範囲を超えた部分）	○	
	債務不履行リスク	21	市の事由による（市の債務不履行など）事業の中止・延期	○	
		22	市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		23	上記以外の事業の中止・延期		○
	不可抗力リスク	24	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの		○※1
	見学者対応リスク	25	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因して見学者が怪我をした場合		○
		26	上記以外で見学者が怪我をした場合	○	
	要求水準未達リスク	27	設計、建設、維持管理に係る要求水準の不適合に関するもの		○
契約締結前	応募費用リスク	1	本事業への応募にかかる費用負担		○
	契約リスク	2	市の事由による契約の未締結、または契約手続きに時間がかかる場合	○	
		3	事業者の事由による契約の未締結、または契約手続きに時間がかかる場合		○

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担	
				市	事業者
設計・建設段階	用地リスク	1	工事目的物の建設予定地の確保に関する事	○	
		2	施設の建設に要する資材置き場等の確保に関する事		○
		3	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
	測量・調査リスク	4	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		5	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	工事遅延・未完成リスク	6	市の事由による（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・誤りなど）工事の完了遅延又は工事費の増大	○	
		7	上記以外の工事の完了遅延又は工事費の増大（不可抗力を除く）		○
	工事監理リスク	8	施設の工事監理に関するもの		○
	引渡前損害リスク	9	事業者の事由による工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害		○
	システム切替リスク	10	新システムの要求水準未達、切替手順の不備、試験方法の不備、新運営管理オペレータの業務不備に起因する切替時の不具合による損害（減断水等による損害）		○
		11	上記以外による切替時の不具合による損害（減断水等による損害）	○	
	施設の契約不適合リスク	12	工事目的物の契約不適合によるもの		○

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担	
				市	事業者
維持管理	引継リスク	1	前運転管理・巡視点検業務受託者との引継ぎ不備による損害等		○
	事業開始遅延リスク	2	市の事由による事業開始の遅延	○	
		3	上記以外の事業開始の遅延（不可抗力を除く）		○
	施設性能維持リスク	4	工事目的物の性能維持に関する修繕		○
		5	既存施設の性能維持に関する修繕	○	
	工事目的物（機器等）生産中止リスク	6	本事業の工事目的物である機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害		○
		7	既設の機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害	○	
	既設改造リスク	8	本事業に必要な既設盤等の改造（事業者設計によるシステムとの取り合い部など）に起因する既設盤の不具合による損害		○
		9	上記改造に起因しない既設盤の不具合による損害	○	△※2
	維持管理内容変更リスク	10	市の事由による事業内容の変更（要求水準変更）	○	
	維持管理費の変動リスク	11	市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○	
		12	上記以外の維持管理費の変動（物価変動を除く）		○
	施設損傷リスク	13	市の事由による工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの	○	
		14	上記以外の工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの（不可抗力を除く）		○
	器具備品管理リスク	15	市の事由による工事目的物及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失	○	
		16	上記以外の工事目的物及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失（不可抗力を除く）		○
	運転管理リスク	17	市の指示不備等に起因する損害	○	
		18	上記以外に起因する損害（不可抗力を除く）		○
	異常警報一次対応リスク	19	一次対応の要求水準未達に起因する損害		○
		20	上記以外（市の指示不備など）	○	
	通信回線廃止リスク	21	通信メニューの廃止に伴う、代替回線選定リスク		○※3
		22	通信メニューの廃止に伴う、システム変更（通信機能）リスク		○
	通信障害リスク	23	通信事業者の責で発生した通信障害に起因するもの		○
		24	事業者が選定した通信回線の能力不足によるもの		○
	システム等改造リスク	25	当初から示されていた引き渡し後のシステム等改造		○
		26	市の計画変更等、予定外の施設整備等に伴うシステム等改造	○	
	データ連携リスク	27	市のシステムとデータ、NW 連携することによるもののうち、水運用管理システムの仕様、機能不備に伴うもの		○
		28	上記のうち、市のシステムに起因するもの	○	

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担	
				市	事業者
事業終了時	事務引継ぎリスク	1	本事業終了期間後の維持管理・運転への引継ぎ不備		○
	事業終了時の工事目的物の状態	2	事業終了時の工事目的物の状態の要求水準の未達		○

○：主負担、△従負担

※1：不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に加入することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、本契約に定める範囲までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※2：要因の一次調査、対応の切り分けは事業者が行う。

※3：不可抗力による通信事業者の被害に起因する、代替回線選定に伴う回線費用増加への対応は協議による。